

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



283
17

第八高等學校一覽

第十四年度

自大正十年
至大正十一年

283-17

第八高等學校一覽

第十四年度

自大正十二年

目次

第一章	學科	五
第二章	學年學期及休業	五
第三章	入學及在學	五
第四章	成績考查	五八
第五章	特待生	六一
第六章	授業料	六三

目次

校寄贈本

五五五
10.9.12
寄贈

六四 六三 六一 五八

第七章	休學及退學	六五
第八章	懲戒	六六
第九章	校章及服制	六七
第十章	學案	七〇
第十一章	圖書及器械	七二
第五	評議員會規則	七四
第六	生徒心得	七五
第七	細則	七六
一	學則施行細則	七六
第一章	學科及授業	七六
第二章	編制	七七
第三章	成績考查、試驗、檢閱	七八
第四章	授業料、學寮費	八三

第五章	在學及休學	八四
第六章	校章及服裝	八六
第七章	野外演習及射擊演習	八八
第八章	學寮	八九
第九章	圖書	九一
二	生徒心得細則	九五
三	服務及處務細則	九七
第一章	教官ノ服務	九七
第二章	事務員ノ服務	九八
第三章	學校醫ノ服務	一〇一
第四章	教育事務	一〇三
第五章	分課事務	一〇六
第六章	文書處理	一一三

第七章	報告	一一六
第八章	表簿	一一八
第九章	當直	一二二
四	物品會計規程細則	一二四
五	非常手配規程	一三六
六	防疫規程	一四五
七	校旗取扱方	一五五
八	卒業證書書式	一五六
九	直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ附與スル證明書書式	一五六
十	直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシモノニ附與スル證明書書式	一五七
十一	禮法及儀式ニ關スル內規	一五八

十二	勳章授與式例	一六二
第八	教科用書目	一六二
第九	職員	一六三
第十	前職員	一七四
第十一	生徒	一八一
一	生徒氏名	一八一
二	生徒科類學年別表	一九七
三	生徒地方別	一九八
四	生徒年齡表	一九八
五	在學中死亡生徒氏名	一九九
第十二	卒業者	二〇三
一	卒業者氏名	二〇三
二	卒業者進入大學別	二五三

三 卒業者地方別

二五五

第十三 敷地建物

二五六

附 錄

一 第十三年度概況

二五九

二 第八高等學校講演會

二六七

三 第八高等學校校友會

二六七

四 寮紀及學寮生徒規約

二七三

五 運動獎勵ニ關スル方針

二八三

六 第八高等學校同窓會

二八五

第一學年曆

大正十年



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四月二日	四月七日	四月八日	四月九日	四月十一日	七月二日	七月四日	七月五日	七月九日	七月十一日	七月十一日	七月十一日
(金)	(木)	(金)	(土)	(月)	(土)	(月)	(火)	(土)	(月)	(月)	(月)
第一學期始	春季休業終	入學者宣誓式	入學式	第一學期授業始	第一學期授業終	自習	定期試驗始	定期試驗終	夏季休業始		

學年曆

同	二十三日	(木)	第一次成績發表
同	三十日	(土)	明治天皇祭
同	八月三十一日	(水)	天長節
同	九月五日	(月)	夏季休業終
同	六月六日	(火)	第二學期授業始
同	二十三日	(金)	秋季皇靈祭
同	十月十七日	(月)	神嘗祭
同	三十一日	(月)	天長節祝日拜賀式
同	十一月二十三日	(水)	新嘗祭
同	十二月十七日	(土)	第二學期授業終
同	十九日	(月)	自習
同	二十日	(火)	定期試驗始
同	二十四日	(土)	定期試驗終

大正十一年

同	二十五日	(日)	冬期休業始
同	一月一日	(日)	拜賀式
同	七日	(土)	冬季休業終
同	九日	(月)	第三學期授業始
同	十七日	(火)	第二次成績發表
同	二月十一日	(土)	紀元節拜賀式
同	三月三日	(金)	第三學期授業終
同	四日	(土)	自習
同	六日	(月)	定期試驗始
同	十日	(金)	定期試驗終
同	十四日	(火)	第三學年及落發表
同	十五日	(水)	卒業式 第三學期終

同 十六日 (木) 春季休業始
 同 二十二日 (水) 第一、二學年及落發表
 同 二十七日 (月) 第一、二、三學年成績、卒業成績發表

本學年授業豫定日數 (試験日數ヲ除ク)

	月	火	水	木	金	土	計
第一學期	一二	一二	一二	一二	一三	一三	七四
第二學期	一二	一五	一四	一五	一四	一五	八五
第三學期	九	九	九	八	八	七	五〇
計	三三	三六	三五	三五	三五	三五	二〇九

第二 沿革略

明治四十年政府ニ於テ高等學校増設ノ計畫アルヤ愛知縣ハ校地及校舍ノ寄附ヲ願ヒ出テ政府之ヲ納レ本校ヲ設置セリ其ノ沿革事項ノ大略左ノ如シ

明治四十一年

三月勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ本校ヲ設置セラレ勅令第六十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル
 四月文部省令第十四號ヲ以テ本校大學豫科設置授業開始ノ件ヲ定メラレ同時ニ本校ノ位置ヲ愛知縣名古屋市ニ定メラル
 同月文部省内ニ於テ事務ヲ開始シ文部省視學官大島義脩校長事務取扱ヲ命セラル
 同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則ヲ定メ大學豫科第一部及第二部ヲ置ク

六月文部省視學官大島義脩第八高等學校長兼文部省視學官ニ任セラル
 同月生徒二百五十一人ノ入學ヲ許可ス
 七月校長大島義脩兼官ヲ免セラル
 同月事務所ヲ愛知縣會議事堂内ニ移ス
 九月元愛知縣立第一中學校校地校舍ヲ使用シテ開校ス
 同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中ニ服制ノ件ヲ追加ス
 十月生徒心得及諸細則ヲ定ム
 同月名古屋市東區小川町妙本寺外六ヶ寺ニ於テ本校代用學寮ヲ開始ス
 十一月成績考査及試験假規程施行許可
 同月小松原文部大臣本校ヲ巡視セラル
明治四十二年
 四月勅令第八十號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル
 五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則全部ヲ改正シ大學豫科第三部ヲ増設ス

七月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中志望部類變更ノ件ヲ改正ス
 同月生徒二百三十五人ノ入學ヲ許可ス
 九月學寮細則ヲ制定シ生徒心得細則ヲ改正ス
 同月生徒八十三人ヲ學寮ニ收容ス
 同月授業ノ一部ヲ新築校舍ニ移ス
 十一月生徒心得細則ヲ改正ス
 十二月愛知縣愛知郡呼續町新築校舍ニ移轉ス
 同月 御眞影竝ニ勅語拜戴式ヲ舉行ス
 同月學則施行細則竝服務及處務細則ヲ改正ス
 同月代用學寮ヲ引拂ヒ新築學寮ニ移轉ス
明治四十三年
 三月勅令第六十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル
 七月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス

十一月十八日 皇太子殿下本校へ行啓アラセラル

明治四十四年

三月學則施行細則服務及處務細則ヲ改正ス

五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中授業料ノ件ヲ改正シ並卒業證書書式ヲ制定ス

七月開校式並第一回卒業式ヲ舉行シ生徒百五十九人ヲ卒業セシム

同月生徒二百四十四人ノ入學ヲ許可ス

明治四十五年

一月學則施行細則ヲ改正ス

二月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中授業料ニ關スル件ヲ改正ス

五月長谷場文部大臣本校ヲ巡視セラル

六月文部大臣ノ許可ヲ受ケ文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ

又ハ之ニ準據シテ入學セシモノニ附與スル修了證明書書式ヲ制定ス

七月生徒百六十五人ヲ卒業セシム

同月生徒二百九人ノ入學ヲ許可ス

大正元年

十一月非常手配規程中非常用具ニ關スル件ヲ改正ス

大正二年

一月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則施行細則中手数料ニ關スル件ヲ追加ス

同月學則施行細則中委託圖書ニ關スル件ヲ追加ス

三月文部大臣ノ許可ヲ受ケ講演會開設要項ヲ定ム

四月學則施行細則中學寮費納付期日並生徒戶籍宿所變更ニ關スル件ヲ改正ス

五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中入學料ニ關スル件ヲ改正ス

六月文部大臣ノ許可ヲ受ケ奉送迎ニ關スル内規ヲ定ム

同月學則施行細則中生徒歸省旅行並學寮ニ關スル件ヲ改正ス

七月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中學寮開始ニ關スル件ヲ改正ス

同月生徒百七十三人ヲ卒業セシム

同月生徒二百十四人ノ入學ヲ許可ス

八月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中天長節ニ關スル件ヲ改正ス

同月夏期講演會ヲ開設ス

九月學則施行細則中成績考查ニ關スル件ヲ改正ス

十二月學則施行細則中席次ニ關スル件ヲ改正ス

大正三年

六月奉送迎ニ關スル内規ニ追加ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中類別及學科ニ關スル件ヲ改正ス

同月學則施行細則中學業成績評點科目數ニ關スル件ヲ改正ス

七月生徒二百十五人ヲ卒業セシム

同月生徒二百八人ノ入學ヲ許可ス

八月夏期講演會ヲ開設ス

十月禮法及儀式ニ關スル内規ヲ定ム

同月學則施行細則中授業料學寮費ニ關スル件缺席缺課ニ關スル件第一

校章使用ノ件ヲ追加シ夏服着用期間ヲ改正ス

同月生徒心得細則中追加改正ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中服裝ニ關スル件ヲ改正ス

大正四年

三月一木文部大臣本校ヲ巡視セラレ

六月勳章授與式例ヲ定ム

七月生徒百八十一人ヲ卒業セシム

同月生徒二百二十三人ノ入學ヲ許可ス

九月生徒心得細則中「テニスコート」使用ニ關スル件ヲ追加ス

十月 天皇陛下御眞影拜戴式ヲ舉行ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中科目評點、特待生缺席者ニ關スル件ヲ改正ス

同月防疫規定ヲ制定ス

大正五年

二月學則施行細則中試験ニ關スル件ヲ改正ス

三月學則施行細則中第一校章使用ニ關スル件ニ追加ス

四月 明治天皇御眞影 昭憲皇太后御眞影 天皇陛下御眞影 皇太子

殿下御影(明治四十三年十一月十八日拜戴) 明治天皇御親署勅語ヲ新設ノ奉安處ニ奉遷ス

五月非常手配規定ニ改正ヲ加フ

六月禮法及儀式ニ關スル内規ニ改正ヲ加フ

七月生徒百七十三人ヲ卒業セシム

同月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス

八月夏季講演會ヲ開設ス

十月 皇后陛下御眞影 皇太子殿下御影拜戴式ヲ舉行ス
十一月服務及處務細則並非常手配規程、防疫規程中改正ス

大正六年

四月岡田文部大臣本校ヲ巡視セラル

七月生徒百六十一人ヲ卒業セシム

八月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス

大正七年

三月學則施行細則中第一校章使用ニ關スル件ニ追加ス

同月物品會計規程細則ヲ改正ス

五月創立十週年記念式ヲ舉行ス

七月生徒二百五人ヲ卒業セシム

同月勅令第二百八十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル

八月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス

九月校長大島義脩女子學習院長ニ任セラル

同月第六高等學校教授岡野義三郎第八高等學校長ニ任セラル

大正八年

二月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中記念日ヲ追加ス

五月生徒心得細則中第八條ヲ削除ス

七月評議員會規則ヲ制定ス

同月生徒二百十四人ヲ卒業セシム

同月生徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則ヲ改正ス

同月學則施行細則ヲ改正ス

八月卒業證書並ニ證明書書式ヲ改正ス

九月學則施行細則第二十八條ヲ削除ス

十一月學則施行細則中改正ス

大正九年

七月生徒二百十六人ヲ卒業セシム

同月生徒二百五十八人ノ入學ヲ許可ス

八月勅令第三百三十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セララル

九月學則施行細則中改正ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中改正ス

同月學則施行細則中並ニ服務及處務細則中改正ス

大正十年

一月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中改正ス

同月學則施行細則中改正ス

三月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中改正ス

同月生徒二百三十一人ヲ卒業セシム

第三 關係法令

一 學校及圖書館特別會計法(抄) (明治四十年法律第二十三號)

第一條 文部省直轄諸學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシメ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入授業料寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テシム

※ ※ ※ ※ ※ ※

二 高等學校令 (大正七年勅令第三百八十九號)

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス

第二條 高等學校ハ官立公立又ハ私立トス

第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因

リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得ス基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス
高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ

得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得

但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ

修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ

依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科

ヲ修了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ム

ル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二

十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百
人以内トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘ
シ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以内トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類

ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許

狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀

ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學
退學及懲戒、授業料、入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規程ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

三 文部省直轄諸學校官制(抄) (明治二十六年勅令第八十六號)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

第八高等學校 (明治四十四年勅令第六十八號ヲ以テ改正)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

生徒監 (明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ追加)

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス (明治三十二年勅令第一百十七號ヲ以テ改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

(明治三十二年勅令第十七號同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル (明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス (明治三十六年勅令第二百三十號

同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十七條 專任教官中其ノ學校新設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル

場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可

ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ教授ヲ擔任セシムルコトヲ得

四 文部省直轄學校職員定員令(抄) (明治三十五年勅令第九十九號)

文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

校長	一人
教授	三十人
教諭	六人
助教授	三人
助教諭	
訓導	
保母	
助手	
書記	六人

(大正二年勅令第百八十三號ヲ以テ改正)
(大正七年勅令第百八十六號ヲ以テ改正)
(大正九年勅令第三百三十九號ヲ以テ改正)
(大正十年勅令第二百三十三號ヲ以テ改正)

五 帝國大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規程 (明治二十六年勅令第九十六號)

帝國大學及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大

學總長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ

職務ニ當ラシムルコトヲ得

六 直轄諸學校長職務規程 (大正二年文部省訓令號外)

校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ

文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其事
務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテ
ハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四 教官以下ノ内國各地出張ニ關スルコト

第五 教官以下ノ除服出仕請暇ニ關スルコト

第六 講師ノ解囑及其報酬減額ニ關スルコト

第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條 前條ニ掲ケタル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘ

シ

七 高等學校規程 (大正八年文部省令 第八號)

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、博物、物
理及化學、圖畫、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
國語及漢文	八	八	六	六
外國語	六	七	七	七

計	體操	唱歌	圖畫	物理及化學	博物	數學	地理	歷史
二九	三	一	一		二	四	三	
三〇	三	一	一		二	四	三	
三〇	三		一	二	二	五	三	
三一	三		一	四	二	四	三	

體操ハ前表ノ教授時數ヲ三時以內増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、

歷史、地理、哲學概說、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス
高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス
外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス
國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上

古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ヲ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ智識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル智識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法

則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル智識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會

セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル智識ヲ與ヘ之カ應

用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナ

ル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其變遷ニ關スル智識

ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必

要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟

財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ

思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規

律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依

ルヘシ

修 身	學 科 目	第 一 學 年	第 二 學 年	第 三 學 年
	學 年	一	一	一

國語及漢文	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	體操	計
六	九	(四)	三	二				三	二	三	(三二九)
五	八	(四)	五			二	二		三	三	(三二九)
五	八	(四)	四			二	二			三	(三二八)

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外語國トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授

時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一一	一〇	一〇
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三三)	(三三)	(三〇)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	一
第一外國語	八	六	六

第二外國語	(四)	(四)	(四)
數	四	四	(四)
物		三	講義三五 實驗三五
化學		三	講義三五 實驗三五
植物及動物	二	二	講義二四 實驗二四
礦物及地質	二		
心理		二	
法制及經濟	二		
圖畫	二	二	(二)
體操	三	三	三
計	(三二八)	(三二八)	(三二八)

第三學年ノ數學〔二〕及圖畫〔二〕ト第三學年ノ植物及動物〔講義二實驗二〕トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス
第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス

但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三三〇)	(三三一)	(三三一)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、

數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月

一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得 (大正九年省令四號ヲ以テ改正)

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授

スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス
高等科ニ於テハ國語及漢文外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外、文部
大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコ
トヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ヲ高等學校ノ教員數並專任教員及兼任教員
ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授
ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生
上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室、其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、

標本室ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿
ヲ備フヘシ

一 學則、日課表及教科用圖書配當表

二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表

三 生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫
ニ關スル書類

四 試驗ノ問題、答案及成績表

五 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算、決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、
模型ノ目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學

退學ノ年月日及其ノ學年卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
一 名稱

二 高等學校令第七條ノ事項

三 學則

四 各科ノ生徒定數

五 位置及校地

六 校舍ノ圖面及建設ノ設計

七 開校ノ期日

八 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積竝附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學又懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス
(大正九年省令第
四號ヲ以テ改正)

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ試驗ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業

シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數尋常科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選抜スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之チ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

三 専門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五 文部大臣ニ於テ一般ノ専門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業生ト同等

以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選抜スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格検査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ

尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限リ試験ニ依ラサルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者ア

ルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ、專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ、尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 引續キ一年以上缺席シタル者

四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校

令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一 學年、學期及休業日ニ關スル事項

二 學科課程、教授時數ニ關スル事項

三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八

月三十一日マテニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試驗檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試驗規程ハ之ヲ廢止ス

八 官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程 (大正八年文部省令第十四號)

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選拔試驗ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數選拔試驗ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選拔試驗ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス但シ外國語ハ英語獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム

前項ノ試驗ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選拔試驗ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

- 文科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
- 文科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
- 文科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試驗ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上同一科内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類ニ限ル

第六條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

一各高等學校ニ於テ各科毎ニ其ノ科ニ入學セシムヘキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試験ノ成績順ニ依リ選出ス

二前號ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル

三前二號ニ依リ選出セル人員ニ就キ試験ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配當ス

四前號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類既ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當ス

五本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス

前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九 高等學校高等科入學資格試験規程(大正八年文部省令第九號)

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試験ヲ受ケントスル者ハ年齢滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ

第二條 高等學校高等科入學資格試験ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試験ハ中學校第四學年マテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第五條 高等學校高等科入學資格試驗ノ問題答案及成績表ハ五年以上保存スヘシ

第六條 中學校ニ於テハ本令ノ試験ニ付試験手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程 (明治三十四年文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ

帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

十一 文部省直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用

(明治四十四年文部省令第十六號)

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ臺灣人ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府ノ紹介ヲ要ス

十二 第八高等學校ニ大學豫科設置 (明治四十一年文部省令第十四號)

第八高等學校ニ大學豫科ヲ設置シ明治四十一年九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

十三 文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試験無効ニ關スル規程 (明治三十八年文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試験ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試験ハ無効トス

十四 文部省直轄諸學校ノ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校

(明治三十六年文部省告示第九十六號)

同一人ニシテ文部省直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入學ヲ許可セラレタル學校ニ入學スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ入學スヘキ學校ハ本人ノ選擇ニ任ス

十五 大學豫科學力檢定規程 (明治二十六年文部大臣訓令)

第一 大學豫科學力檢定試験ハ帝國大學分科大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験執行ノ通告アル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行スルモノトス

第二 大學豫科學力檢定試験ハ高等學校大學豫科卒業ノ程度ニ據ル但シ官立府縣立中學校又ハ之ト同等ト認ムヘキ公私立中學校ノ卒業證

書ヲ有セサル者ニハ先ツ中學科ノ學力檢定試驗ヲ行フモノトス

第三 大學豫科學力檢定試驗ハ毎年七月又ハ九月ニ於テ一回之ヲ施行ス

第四 大學豫科學力檢定試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ但シ既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ試験ヲ受ケサルコトアルモ返付セス

第五 試験合格者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ（證明書式畧ス）

第四學則

第一章 學科

第一條 本校ノ學科ハ大正八年文部省令第八號所定ノ高等學校高等科文科及理科トス

第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス

第二章 學年學期及休業

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ニ三學期ヲ設ク

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 休業日左ノ如シ

日曜日
 大祭日
 紀元節 二月十一日
 天長節祝日 十月三十一日
 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
 春季休業 三月十六日ヨリ四月七日ニ至ル
 夏季休業 七月十一日ヨリ九月五日ニ至ル
 創立記念日 三月三十日

第三章 入學及在學

第六條 入學ノ期ハ毎年學年ノ初トス
 第七條 入學ヲ志望スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及檢定料ヲ添ヘ本校ニ差出スヘシ
 第八條 檢定料ハ金五圓トス

一旦納付シタル檢定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第九條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ
 指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

- 文科甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
- 文科乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
- 理科乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上同一科内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限ル

第十條 各科入學志願者ノ數入學セシムヘキ者ノ數ニ超過スルトキハ選拔試験ヲ行フ

第十一條 入學後ニ於テ修業科類ヲ變更スルコトヲ許サス但シ修業科類變更ノ目的ヲ以テ改メテ入學志願ヲ爲サントスル者ハ校長ノ許可ヲ受ケ在學ノマ、選抜試験ニ應スルコトヲ得

第十二條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ履歷書ニ入學料金參圓ヲ添へ本校ニ差出シ且大正七年勅令第三百八十九號第十二條ノ入學資格ヲ證明スヘキ修了證書又ハ證明書ヲ提出シ本校ノ檢閲ヲ受クヘシ前項ノ手續ヲ了セサル者ハ其ノ入學ノ許可ヲ無効トス一旦納付シタル入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ還付セス

第十三條 入學シタル者ハ宣誓ヲ爲シ且在學中保證ノ責ニ任スヘキ父兄ノ宿所氏名ヲ届出ツヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ者ヲ定メ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條 退學セシ者再入學ヲ願フトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四章 成績考査

第十五條 各學年第三學期末ニ於テ生徒ノ學業成績ヲ考査シテ學年成績及卒業成績ヲ定ム

第十六條 學年成績ハ當該學年ニ於ケル勤惰平常成績及試験ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十七條 卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十八條 試験ヲ分チテ通常試験及定期試験トス通常試験ハ課業ノ進度ニ應シ隨時之ヲ施行ス定期試験ハ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

第十九條 學業成績ハ科目評點及平均評點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ最高點トス

第二十條 試験ニ缺席シタル者ノ評點ハ當該學期ニ於ケル平常成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ一學年間ニ二回以上定期試験ヲ受ケサル者ハ

特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第二十一條 缺席休學停學等ノ爲メ平常成績ノ考查ヲ爲ス能ハサル者

ニ就テハ臨機ノ處分ヲ爲ス

第二十二條 學年評點左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業スル

コトヲ得ス

一平均評點六十未滿ナルコト

二一科目ノ評點四十未滿ナルコト

三科目評點五十未滿ノモノ二科目以上アルコト

四科目評點六十未滿ノモノ五科目以上アルコト

第二十三條 進級又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平素ノ行狀及學業進

歩ノ狀況ヲ參酌シテ黜陟スルコトアルヘシ

第二十四條 進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ニ於テ再ヒ原學年各學科

目ヲ履修セシム

第五章 特待生

第二十五條 品行方正學業成績優等ナル生徒中若干ヲ選拔シテ特待生

トス

第二十六條 特待生ハ每學年之ヲ定ム

第二十七條 特待生ニ對シテハ授業料ヲ徵收セス

第二十八條 特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認メタルト

キハ之ヲ罷ム

第六章 授業料

第二十九條 授業料ハ一學年金四拾圓トス但シ大正八年以前ニ入學シ

タル者ニ關シテハ從來ノ規程ニ依ル

第三十條 授業料ハ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分納額

金拾六圓

前條但書ニ依ルモノ
金拾四圓

第二學期分納額	金拾貳圓	金拾圓五拾錢
第三學期分納額	金拾貳圓	金拾圓五拾錢

納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 授業料ハ缺席停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ免除シ爾餘ノ休學者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ半減ス

第三十二條 學年ノ半途ニ退學シタル者ニ對シテハ次學期以降ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十三條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第三十四條 第三十六條ニ依リ休學セル者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ出席シタルトキハ當該學期ノ分納額ハ一箇月金四圓(第二十九條但書ニ依ル者ハ一箇月金參圓五拾錢)ノ割合ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徵收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セシム但シ第三學期分授業料

ノ月割ニ關シテハ七月ヲ算入セス

第七章 休學及退學

第三十五條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ當該學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

第三十七條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

前條ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以内ニ於テ原學年ニ復スヘシ

第三十八條 休學ハ同一學年ニ於テ一回一箇年以内ニ限ル但シ第三十六條ニ依ル休學ハ此ノ限ニアラス

第三十九條 生徒退學セントスルトキハ其事由ヲ申出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ之ヲ除名ス

一 正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上缺席セル者

二 出席常ナラサル者

三 引續キ一年以上出席セサル者但シ休學ノ期間ハ本號出席セサル日數ニ算入セス

四 學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

五 授業料又ハ學寮費ノ滯納三十日ニ及フ者

第四十一條 除名ニ關シテハ前條ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第八章 懲 戒

第四十二條 學紀風紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒ノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ形跡ニ拘ハラズ主トシテ德義ニ基キテ之ヲ斷ス

第四十三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、謹慎、放校ノ三トス、謹慎ニハ停學ヲ

附加スルコトアルヘシ

第四十四條 戒飭ハ訓戒ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ、謹慎ハ一定時間特別ノ監督ノ下ニ反省セシメ、放校ハ學校ヨリ放逐ス

第九章 校章及服制

第四十五條 本校ノ徽章ヲ第一校章及第二校章トス、其ノ様式左ノ如シ
(様式略ス)

第四十六條 第一校章ハ制帽ノ前章トシ、其ノ他校長ノ特ニ指定シタル場合ニ於テ之ヲ用フルモノトス

第四十七條 第二校章ハ衣釦、紋章、其ノ他ノ記號ニ用フルモノトス

第四十八條 本校生徒ノ制服ハ正帽、衣袴、靴、略帽、夏衣、夏袴、脚絆トス、前項服制ノ制服左ノ如シ

一、正帽

製式 丸形

品質 羅紗

色 黒

前章 眞鍮製金色第一校章縱徑八分橫徑九分五厘

横章 白線二條(幅各二分)

頤紐 黒革(幅三分五厘)釦(眞鍮製金色圓形徑三分五厘第二校章ヲ附ス)

二、衣

製式 背廣形立襟(裋角形)「ポケット」ハ上衣ノ左右兩脇及左胸

部ニ各一箇トス

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

襟章 文科ハL、理科ハS、(眞鍮製金色縱徑五分)

釦 練製黒色徑七分第二校章ヲ附ス(一列五箇)

三、袴

製式 普通

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

四、靴

品質 革又ハ「ズツク」

色 黒

五、略帽

製式及品質 麥藁製普通形(縁約三寸高約三寸)

鉢卷 黒地(幅約一寸七分)ニ白線二條(幅各二分)

前章 正帽ニ同シ

六、夏衣及夏袴

製式 卸襟章ハ二三ニ同シ

品質 小倉綾織

色 藍鼠霜降

七、脚絆

製式 卷脚絆

品質 綿布麻布又ハ羅紗

色 濃紺又ハ黒

第十章 學 寮

第四十九條 學寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓育

スル處トス

第五十條 學寮ハ一學年ヲ以テ一期トシ開閉ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第五十一條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情ニ依リ通學ノ許可ヲ受

ケタルモノ、外總テ學寮ニ入ルヘキモノトス

第五十二條 前條以外ノ生徒ニシテ入寮セント欲スルモノハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十三條 學寮生徒ニシテ退寮セント欲スルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十四條 學寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セシムルコトアルヘシ

第五十五條 學寮費ハ一箇月金二圓トシ七月ヲ除キ毎月指定ノ日ニ之ヲ納メシム

既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第五十六條 學寮生徒ニシテ其ノ本分ニ背戻スル行爲アリト認ムルトキハ情狀ニヨリ退寮ヲ命スルコトアルヘシ

第十一章 圖書及器具機械

第五十七條 本校所有ノ圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏ス

第五十八條 書庫ニ於テハ本校所藏ノモノ、外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第五十九條 教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第六十條 職員ハ校長ノ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得

第六十一條 圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ル者ハ職員及生徒第五十八條ノ圖書委託者其ノ他校長ノ特許ヲ得タル者ニ限ル

第六十二條 本校所定ノ規則ニ違反シ又ハ其ノ他不都合ノ行爲アルモノハ圖書ノ閱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十三條 本校所藏ノ學術用器具及機械ハ各所屬教室ニ備付ク

第六十四條 生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ實習用器具及機械ヲ使用スルコトヲ得

第六十五條 本校ノ圖書器具及機械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第五 評議員會規則

- 第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク
- 第二條 評議員ハ教授中ニ就キ校長之ヲ命ス
- 第三條 評議員會ハ校務ニ關シ諮問ヲ要スルトキ校長之ヲ開キ其意見ヲ問フ

第六 生徒心得

- 本校生徒タルモノハ徳性ヲ涵養シ知能ヲ練磨シ以テ國家有用ノ器材タランコトヲ期スヘシ居常守ルヘキ道多端ナリト雖モ茲ニ其ノ標的トスヘキ大綱ヲ舉示スルコト左ノ如シ
- 一、志操ヲ固クシ實行ヲ勵ミ學業徳器ノ大成ヲ期スヘキコト
 - 二、身體精神ヲ鍛鍊修養シ剛健快活ノ氣象ヲ振起スヘキコト
 - 三、獨ヲ慎ミ己ニ克チ忠信廉恥ノ心ヲ存スヘキコト
 - 四、規律ヲ守リ責任ヲ重ンシ謹恪重厚ノ風ヲ持スヘキコト
 - 五、師長ヲ尊敬シテ温恭自虛ノ道ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ協同融和ノ實ヲ舉クヘキコト

第七 細 則

一 學則施行細則

第一章 學科及授業

第一條 學則第一條ニ依ル學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リ之ヲ實施ス

第二條 高等學校規程第四條第四項ノ隨意科ヲ修メントスル者及同規程第二十條ノ選擇科目ヲ選定セントスル者ハ指定ノ日迄ニ其ノ志望ヲ届ツヘシ

第三條 每週授業ノ日課ハ學年ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ半途ニ之ヲ變更シ又ハ臨時日課ヲ變更スルコトアルヘシ

第四條 一授業時ヲ五十分トス

實驗、製圖、實習、體操ニ於テハ一授業時ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業

スルコトアルヘシ

第五條 特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ

第六條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク

一、 試験、檢閱、儀式、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ

二、 教官ノ出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ

第七條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第八條 教科用圖書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ校長之ヲ定ム

第二章 編 制

第九條 學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱ス
組ハ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス

- 第十條 各學級總代二人ヲ置ク
級總代ハ當該學級生徒ヲシテ定員二倍ノ候補者ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キ校長之ヲ命ス
- 第十一條 級總代ハ別ニ定ムル學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス
- 第十二條 級總代ノ任期ハ一箇年トス
- 第十三條 全生徒ヲ以テ生徒隊ヲ編成ス
生徒隊部隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 成績考查、試驗、檢閱

第十四條 學業成績評點科目數ヲ定ムルコト左ノ如シ

文科

修身	第一學年	第二學年	第三學年
一	一	一	一

理科

國語及漢文	外國語	第二外國語	歷史	地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	體操	計
二	二	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一一〇
二	二	一〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一一二
二	二	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一一〇

計	體操	圖畫	法制及經濟	心理	礦物及地質	植物及動物	化學	物理學	數學	第二外國語	外國語	國語及漢文
一一三二	—	—	—		—	—			二	—〇	二	二
一一三二	—	—		—		—	—	—	二	—〇	二	—
一一二一	—	〇—				二〇	二	二	—二	—〇	二	

隨意科ノ科目評點ハ學則第二十二條ノ條件ニ加フ

第十五條 各教官ハ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル科目評點ヲ定ム

但シ一科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ合議ノ上之ヲ定ム
修身擔任教官ハ第一學期末及第二學期末ニ於ケル成績考查ヲ行ハサルコトヲ得

第十六條 各科目ノ學年評點ヲ定ムルニハ第一次評點三、第二次評點四、第三次評點五ノ比ヲ以テ參酌平均ス

第十七條 第一學年總點ノ二倍、第二學年總點ノ三倍及第三學年總點ノ五倍ノ總和ヲ以テ卒業評點トス

第十八條 在學生徒ノ席次ハ前學年ノ成績ヲ按シ各學級ニ就キ校長之ヲ定ム卒業席次ハ卒業成績ヲ按シ各科類ニ就キ校長之ヲ定ム

第十九條 通常試驗ハ每學期一回以上施行スルヲ常例トス其ノ期日ハ擔任教官之ヲ定メ施行後學級主任ニ通報スヘシ之ヲ豫メ生徒ニ告知スル場合ニハ前以テ學級主任ニ協議スルヲ要ス

第二十條 定期試驗ハ別ニ時間ヲ定メテ之ヲ行フ

第二十一條 第一次定期試験ハ第一學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二次定期試験ハ第一學期及第二學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第三次定期試験ハ主トシテ第二學期及第三學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二十二條 修身ノ試験ニ關シテハ前三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十三條 試験問題ハ擔任教官之ヲ定メ其ノ定期試験ニ關スルモノハ試験施行後三日以内ニ報告スヘシ

第二十四條 檢閱ハ生徒隊規律ノ張弛志氣ノ振否服裝ノ整否教練ノ進歩ヲ檢セル爲メ之ヲ行フ

第二十五條 檢閱ハ定期檢閱及臨時檢閱トシ定期檢閱ハ每學期一回之ヲ行フ

第二十六條 檢閱ノ期日及方法ハ校長ノ命ニ依リ其ノ實施ハ體操教官之ヲ擔任ス

檢閱成績ハ體操教官ニ於テ學業成績考查ノ參考トス

第四章 授業料學寮費

第二十七條 授業料納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分 其ノ年四月八日ヨリ同月二十日ニ至ル

第二學期分 其ノ年九月六日ヨリ同月二十日ニ至ル

第三學期分 其ノ年一月八日ヨリ同月二十日ニ至ル

第二十八條 學寮費納付期日ハ毎月一日ヨリ七日ニ至ル但シ一月及四月ハ十四日九月ハ十七日ニ至ル

第二十九條 授業料又ハ學寮費ノ滯納三週日ニ及フモノハ授業ヲ停止ス

第五章 在學及休學

第三十條 生徒ハ左記ノ一ニ該當スル者ヲ除ク外入學後一學年間ハ總テ學寮ニ入ルヘク其ノ後ハ學寮又ハ本校公認下宿ニ入ルヘシ但シ特別ノ事情アルモノハ願出ニヨリ審査ノ上他ヨリ通學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、自宅ヨリ通學スルモノ

二、職員宅ヨリ通學スルモノ

三、親戚宅ヨリ通學スルモノ

第三十一條 生徒遅刻又ハ缺席スルトキハ其ノ當日ヨリ三日以内ニ事由ヲ詳記シ届出ツヘシ但シ病氣缺席一週日ニ渉ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十二條 生徒左ノ事由ニヨル缺席缺課届出ノ場合ハ其ノ他ノ事由ニヨル缺席缺課ト區別シ缺席日數又ハ缺課時數ニ算入セス

一、父母ノ喪ニ丁リタルトキハ七日以内祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リタルトキハ五日以内其ノ他ノ服忌ヲ受クル場合ハ三日以内

二、學校所在地ニ於テ同學級生徒葬儀ノ場合ハ會葬ニ要スル時間

第三十三條 生徒ハ異動ノ有無ニ拘ハラズ毎年四月八日ヨリ同月二十五日迄ニ所定ノ書式ニヨリ宿所ニ關スル届出ヲ爲スヘシ

第三十四條 生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十五條 生徒戶籍又ハ父兄ニ關スル届宿所ニ關スル届ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ届出ツヘシ但シ戶籍異動ノ場合ハ抄本ヲ添付スヘシ

第三十六條 生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコトアルヘシ

第三十七條 通學生徒歸省旅行一週日ニ渉ル場合ニハ事由及旅行先ヲ

詳記シ豫メ届出ツヘシ

第三十八條 疾病ニ依リ休學セントスル者ハ其ノ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十九條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ役名服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第四十條 生徒ヨリ提出スル總テノ願届書ハ特ニ規定アルモノヲ除ク外指導教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ

第六章 校章及服裝

第四十一條 第一校章ノ使用ヲ指定スルコト左ノ如シ

一、校旗

二、卒業證書

三、校友會ニ於テ用キル「メダル」及優勝旗

四、生徒監管理ノ下ニ學寮ノ名ヲ以テ發行スル「メダル」

五、御眞影奉安處

第四十二條 生徒登校スル場合ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ脚絆ハ特ニ指定シタル場合ノ外着用セサルコトヲ得

第四十三條 止ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ之ヲ届出ツヘシ

第四十四條 儀式ノ場合ニハ冬服及正帽ヲ着用スルヲ正装トス

第四十五條 生徒外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス袴及制帽ヲ著クヘシ

第四十六條 夏服用期間ハ五月二十一日ヨリ九月三十日迄トス但シ時宜ニ依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四十七條 夏服用期間ニ於テハ儀式ノ場合體操教授ヲ受クル場合及特ニ指定シタル場合ノ外ハ略帽ヲ以テ正帽ニ代用スルコトヲ得

第四十八條 新ニ入學セル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ五月一日ヨリ本章中服裝ニ關スル規定ヲ適用ス

第七章 野外演習及射擊演習

第四十九條 體操科ノ一部トシテ野外演習及射擊演習ヲ行フ射擊演習ハ之ヲ分チテ狹窄射擊演習及實包射擊演習トシ別ニ期ヲ定メテ之ヲ行フ

第五十條 生徒ハ前條演習ノ費用トシテ每學年金參圓ヲ第一學期分授業料ト共ニ會計係ニ納付スヘシ但シ體操ヲ免除セラレタル者ハ此ノ限ニアラス

第五十一條 野外演習費又ハ射擊演習費ニ不足ヲ生シタルトキハ更ニ之ヲ徴收ス

第五十二條 生徒卒業又ハ退學ノ際演習費用ヲ計算シ剩餘アリタルトキハ之ヲ返戻ス但シ演習出席ノ有無ニ拘ラス其ノ費用ヲ控除ス

卒業又ハ退學當日ヨリ三十日以内ニ其ノ請求ヲナササルトキハ剩餘金ヲ返戻セスシテ之ヲ翌年度ノ演習費ニ繰入ルモノトス
第五十三條 野外演習及射擊演習ニ關スル必要事項ハ其ノ都度之ヲ達示ス

第八章 學 寮

第五十四條 學寮生徒ハ生徒監指導ノ下ニ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スヘシ

第五十五條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム

第五十六條 寮内日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケ生徒監之ヲ定ム

第五十七條 學寮生徒ハ寮紀及規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

- 一、寮内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト
- 二、寮内ノ清潔及衛生ニ關スルコト

三、炊事事務炊事監督ニ關スルコト
四、其ノ他必要ナル事項

第五十八條 各寮ニ委員二人各室ニ總代一人ヲ置キ任期ヲ一學年トス
總代ハ各室生徒互選トシ生徒監ノ認可ヲ經テ就任ス
委員ハ各寮第三、二年生徒中ヨリ各室總代ノ選定セル候補者ニ就テ校長之ヲ命ス

第五十九條 寮委員ハ生徒監ノ指示ニ從ヒ寮内整理ノ責ニ任シ寮紀規約ノ實行ヲ督勵ス

第六十條 總代ハ室内整理ノ責ニ任シ兼テ定員ヲ代表ス

第六十一條 止ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時限外ニ外出セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二條 外出中止ムヲ得サル事情アリテ歸寮時限ニ遅レタルモノハ其ノ事由ヲ詳記シ翌日中ニ届出ツヘシ

第六十三條 止ムヲ得サル事情アリテ外泊セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受ク歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

外出中俄ニ外泊スルノ止ムヲ得サル事情ヲ生シ前項ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ當日歸寮時限迄ニ其ノ事由ト居所トヲ届出テ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第六十四條 學寮生徒歸省又ハ旅行ヲナサントスルトキハ日數及旅行先ヲ明記シ願出テ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

歸寮ノ際ハ歸省先又ハ外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第六十五條 各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動セシムヘカラス

第六十六條 不注意又ハ怠慢ノ爲メ備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルモノハ之ヲ辨償セシム

第九章 圖書

第六十七條

本校所藏ノ圖書ハ擔任事務員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第六十八條

教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第六十九條

學則第五十九條ニ依リ特別ノ場所ニ備付クル圖書監守ニ關シテハ當該場所物品監守者其ノ責ニ任ス

第七十條

教官ハ一員二十冊其ノ他ノ職員ハ一員十冊ヲ限リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢裝ノモノハ本文冊數ヲ倍スルコトヲ得

第七十一條

貴重圖書閱覽室備付ニ缺クヘカラサル圖書及ヒ一員ニシテ同一ノ圖書二部以上ハ之ヲ借受クルコトヲ得ス

第七十二條

圖書ヲ借受ケント欲スル者ハ圖書課ニ就キ所定ノ手續ヲナスヘシ借受ケタル圖書ハ之ヲ轉貸スヘカラス

第七十三條

借受ケタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ

時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第七十四條

生徒圖書閱覽ノ證トシテ閱覽券ヲ設ケ每學年ノ始メ圖書課ニ於テ之ヲ交付ス

第七十五條

本校ノ職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閱覽スル者ニ對シテハ圖書閱覽特許證ヲ附與ス

第七十六條

閱覽券ハ之ヲ他ニ轉貸スヘカラス若シ之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ届出ツヘシ

第七十七條

圖書閱覽室ハ左ノ期間之ヲ閉ツ

一、八月一日ヨリ八月三十一日マテ

一、十二月二十八日ヨリ一月五日マテ

一、祝日大祭日

前項ノ外臨時閉室スルコトアルヘシ

圖書閱覽室開閉ノ時限ハ其ノ時々之ヲ定ム

第七十八條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ一切ノ手續ヲ了シ閱覽券ト共ニ之ヲ係員ニ差出ス可シ但シ閱覽室備付ノ圖書ト雖モ時宜ニ依リ閱覽ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第七十九條 閱覽者ハ閱覽終レハ直ニ圖書ヲ返納スヘシ

閱覽者ハ圖書ヲ閱覽室外ニ携帯スルコトヲ得ス

第八十條 閱覽者ハ一時ニ洋書六冊和書十一冊以上ヲ借覽スルコトヲ得ス

第八十一條 學則第五十八條ニ依リ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ其ノ圖書名著譯編者名裝訂別冊數及見積價格ヲ具シ委託期限ヲ定メテ校長ノ承諾ヲ受クヘシ

前項ノ圖書ニハ委託者又ハ所有者ノ捺印アルヲ要ス

第八十二條 委託圖書ハ委託者ニ於テ之ヲ本校ニ送致スヘシ本校ハ之レニ對シ受領證ヲ交付ス

第八十三條 委託圖書ハ書庫以外ニ備付クルコトヲ得ス

委託圖書ノ閱覽ニ關シテハ委託者ノ希望ニ依リ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

第八十四條 火災盜難其ノ他ノ事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

二 生徒心得細則

第一條 生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ

第二條 生徒ハ酒類ヲ飲用スヘカラス

第三條 校内ニ於テハ生徒控所屋外ノ空地及道路(正門ヨリ玄關ニ至ル道路ヲ除ク)ノ外喫烟スヘカラス

第四條 生徒揭示ヲナサントスル時ハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ揭示ハ特別ノ許可ヲ受ケタルモノ、外左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一、揭示用紙ハ縦二尺三寸以内横四尺六寸以内
- 二、揭示一件ニツキ用紙一枚ヲ限トス
- 第五條 生徒集會ヲ催ストキハ豫メ生徒課ニ届出ツヘシ
- 第六條 授業ヲ受クル時ノ外教室ニ入ルヘカラス但シ第一鐘後授業準備ノ爲教室ニ入ルコト及當該教官ノ許可ヲ得テ特別教室ニ入ルコトハ此ノ限ニアラス
- 第七條 左記ノ一ニ該當スル「マント」ハ使用スヘカラス
 - 一、地質 羅紗以外ノ毛織物
 - 一、色 黒色以外ノモノ
 - 一、仕立方 襟ニビロード「毛皮等ヲ附ケタルモノ
 - 一、長 膝下二寸ヨリ長キモノ
 - 一、裏地 黒色以外ノモノ
- 第八條 削除

- 第九條 帽、マント、書籍、ノート、アツク等生徒携帶品ニハ氏名ヲ記入スヘシ
- 第十條 告示ハ所定ノ場所ニ揭示シタル以上ハ一般ニ了知セラレタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ

三 服務及處務細則

第一章 教官ノ服務

- 第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授助教講師及雇外國人教師ヲ包含ス
- 第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス
- 第三條 生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官ノ擔任トス
- 第四條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任學級主任指導教官ノ事務ニ從

事スヘシ

第五條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ

第六條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ入學者選抜試験大學豫科學力檢定試験其ノ他臨時ノ事務ニ從事スヘシ

第七條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ

第八條 教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第九條 第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第十條 書記及雇員ハ校長ノ命ニ依リ課長ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ從事スヘシ

雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於

テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ勤務スヘシ

第十一條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキ又ハ所屬上官ヨリ特ニ命セラレタルトキハ勤務時間外又ハ休日ト雖モ勤務スヘシ

第十二條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ當日執務時限前ニ事由ヲ記シ届出ツヘシ若病氣缺勤一週日ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後一週日ヲ加フル毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 執務時限中發病等ノ爲メ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノハ前日中ニ届出ツヘシ

第十五條 親屬ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受タルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ

第十六條 轉地療養父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノ爲メ請暇セント
スル者ハ日限及行先地ヲ記シ許可ヲ受クヘシ

第十七條 陸軍召集令又ハ海軍召集條例ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ニ應
スルモノハ日限及應召地部隊艦艇等ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
賜暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前届出ツヘ
シ

第十八條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ
且歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ
以テ復命スルコトヲ得

第十九條 新任者ハ五日以内ニ住所ヲ届出ツヘシ
住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項
ノ履歷上ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任免官休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ
取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事
急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ校長ノ命ヲ受ク學校衛生ニ關スル職務ニ従事ス
第二十四條 學校醫ハ毎月一回教授時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ視
察スヘシ

學期學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルトキ亦同シ

第二十五條 學校醫ハ每週二回學寮ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視察
シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

第二十六條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應シ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作
成スヘシ

第二十七條 學校醫ハ學生生徒兒童身體檢查規程ニヨリ生徒ノ身體ヲ

檢查シ身體檢查票ヲ調製スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校及學寮ノ近傍若ハ學校及學寮内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙ホ其ノ情況ニヨリ學校又ハ學寮ノ全部若ハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ前各條ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又ハ身體ヲ檢查シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第三十一條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務

第三十二條 各教官ノ擔任スヘキ教育事務概ネ左ノ如シ

- 一、生徒ノ操行ヲ調査スルコト
- 二、生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト
- 三、生徒ノ學業成績ヲ調査スルコト
- 四、教室内ノ秩序ヲ保持スルコト
- 五、擔任學科教授要目ヲ調製スルコト
- 六、教育ノ成績及教授ノ經過ヲ報告スルコト
- 七、修學旅行ニ關スルコト
- 八、其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノコト

第三十三條 訓育ニ關スル事務ハ全教官ノ擔任トシ生徒監ヲシテ之ヲ主掌セシム

生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十四條 教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トス

第三十五條 教育事務整理ノ責ニ任セシムル爲メ學科主任主任學級主任及指導教官ヲ置ク

第三十六條 學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

修身科 修身

第一文學科 哲學概說、心理及論理、歷史、地理、法制及經濟

第二文學科 國語及漢文

第一語學科 英語

第二語學科 獨語

第一理學科 數學、物理、化學、自然科學

第二理學科 植物及動物、礦物及地質、自然科學

第三理學科 圖畫

體操科 體操

第三十七條 學科主任ノ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ

一、當該學科教授ノ統一進步ノ爲メ必要ナル處置ヲ爲スコト

二、當該學科教授要目ヲ整理スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

四、教授分擔ニ關スルコト

五、教授上必要ナル參考用圖書、器具、機械、標本、藥品等ヲ調査スルコト

六、其ノ他當該學科ニ關スルコト

第一文學科、第二文學科、第一理學科及第二理學科ノ主任ハ校長ノ許可ヲ受ケ前項事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得

學科主任ハ擔任事務ニ關シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十八條 學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十九條 學級主任ハ所屬生徒ヲ統率シ校規命令ヲ實行セシメ及其ノ學業ヲ督勵シ風紀ヲ維持シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ臨機處理スルモノトス

第四十條 學級主任ノ任期ハ一箇年トス

第四十一條 指導教官ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命シ全生徒ヲシテ之ニ分屬セシム但シ生徒又ハ父兄ニ於テ特別ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得
第四十二條 指導教官ハ其ノ擔任ニ屬スル生徒ノ品行學業健康等ニ關シ在學中絶エス適宜ノ指導監督ヲ加ヘ生徒ヲシテ其ノ本分ヲ完ウセシメンコトヲ期スヘシ

第四十三條 指導教官ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外其ノ擔任ニ屬スル生徒ヨリ本校ヘ差出スヘキ總テノ願届書ヲ審査スヘシ

第五章 分課事務

第四十四條 本校ニ生徒課、教務課、圖書課及庶務課ヲ置キ事務ヲ分掌セ

シム

第四十五條 各分課ニ課長ヲ置キ所屬職員ヲ率ヒ分掌事務整理ノ責ニ任セシム

課長ハ職員中ニ就キ校長之ヲ命ス

第四十六條 分課所屬ノ職員ハ課長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第四十七條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、生徒ノ訓育及風紀ニ關スルコト
- 二、生徒ノ勤惰ニ關スルコト
- 三、生徒ノ管理、監督及訓誨、懲戒ニ關スルコト
- 四、指導教官及學級總代ニ關スルコト
- 五、生徒ノ學籍及兵役ニ關スルコト
- 六、退學及休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
- 七、在學證明ニ關スルコト

- 八、生徒隊ニ關スルコト
 - 九、生徒ノ願何届ニ關スルコト
 - 一〇、體育及運動ニ關スルコト
 - 一一、學校衛生ニ關スルコト
 - 一二、身體検査ニ關スルコト
 - 一三、生徒控所ニ關スルコト
 - 一四、卒業者ニ關スルコト
 - 一五、學寮ノ管理及警備ニ關スルコト
 - 一六、學寮當直ニ關スルコト
 - 一七、生徒ノ入寮退寮ニ關スルコト
- 第四十八條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
 - 二、教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト

- 三、授業及休業ニ關スルコト
- 四、教科用圖書ニ關スルコト
- 五、生徒募集及入學ニ關スルコト
- 六、選拔試験ニ關スルコト
- 七、成績考查進級卒業及成績證明ニ關スルコト
- 八、試験、檢閲及學力檢定ニ關スルコト
- 九、學級編成ニ關スルコト
- 一〇、生徒ノ修業科類及志望學科ニ關スルコト
- 一一、教授上ノ設備ニ關スルコト
- 一二、教官ノ報告ニ關スルコト
- 一三、教官會議ニ關スルコト
- 一四、野外演習射擊演習及修學旅行ニ關スルコト
- 一五、參觀人取扱ニ關スルコト

一六、教室及教官室ニ關スルコト

第四十九條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、圖書保存及整理ニ關スルコト

二、圖書印ヲ管守スルコト

三、購入圖書ノ審査ニ關スルコト

四、書庫及閱覽室ニ關スルコト

五、圖書目錄編纂ニ關スルコト

六、圖書貸付ニ關スルコト

七、新聞雜誌年報一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト

第五十條 庶務課ニ庶務係及會計係ヲ置ク

庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト

二、校長ノ官印及校印ヲ管守スルコト

三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト

四、職員ノ服務ニ關スルコト

五、雇外國人ニ關スルコト

六、公文書處理ニ關スルコト

七、統計報告一覽等ニ關スルコト

八、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト

九、日誌及諸記錄ニ關スルコト

一〇、諸儀式ニ關スルコト

一一、校章及校旗ニ關スルコト

一二、寄贈ノ金品等ニ關スルコト

一三、事務當直ニ關スルコト

一四、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト

會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、歳入、歳出、豫算及決算ニ關スルコト
- 二、資金ニ關スルコト
- 三、金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
- 四、歳入、歳出及物品證明ニ關スルコト
- 五、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
- 六、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
- 七、修繕ニ關スルコト
- 八、校地、校舍ニ關スルコト
- 九、電話、電燈、瓦斯、給水及煖爐取扱ニ關スルコト
- 一〇、校内一般ノ警備取締ニ關スルコト
- 一一、校舍内外ノ洒掃ニ關スルコト
- 一二、備入ノ進退及取締ニ關スルコト

一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト

第五十一條 各分課ノ主掌事務ニシテ他分課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ

第五十二條 各分課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニヨリ他ノ分課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章 文書處理

第五十三條 公文書ハ第五十五條ニ依ルモノ、外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徴スヘシ

二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ
親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ

第五十四條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ庶務課ニ還付スヘシ

第五十五條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受ス

ヘシ

一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類

二、生徒ヨリ差出ス願届書類

三、入學志願者受験名票

四、其他校長ノ指定シタル書類

第五十六條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ

第五十七條 左ノ文書ハ主掌課長限リ處分スヘシ

一、生徒在學證明ニ關シ徴兵事務ニ關係ナキモノ

二、生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ

三、生徒ノ宿所、入寮、退寮及諸届出ニ關スルモノ

四、物品ノ支給ニ關スルモノ

五、一定ノ例規ニ依ルモノ

第五十八條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十九條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ執務時間以外ニ

發送ヲ要スル文書アルトキハ當直ニ回付スヘシ

第六十條 庶務課ニ於テハ發送文書及原議ニ番號ヲ付シ之ヲ件名簿ニ

登記スヘシ

第六十一條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ月日、受信名、發信名、料金ヲ登記シ取扱主任檢印スヘシ

第六十二條 事件ノ完結シタル文書ハ第七章及第八章ニ掲クルモノ及保存期間一箇年以内ノモノヲ除ク外總テ庶務課ニ回付スヘシ第七章

及第八章ニ掲クル文書ハ主掌分課ニ於テ整理シ之ヲ保存スヘシ文書ノ保存年限ハ別ニ之ヲ定ム
前項ニ依リ回付セラレタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存スヘシ

第六十三條 各分課ニ於テハ其ノ保存スヘキ文書ノ編纂又ハ整理方法ヲ定メ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四條 文書處理ノ齊一整頓ヲ計ル爲メ毎年一回檢閲ヲ行フ但シ檢閲ハ機密書類及未完ノ文書ニ及ホサス
文書檢閲委員ハ其ノ都度職員中ニ就キ之ヲ命ス

第七章 報 告

第六十五條 教育又ハ事務ニ關シ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ各主管職員ノ責任ヲ以テ報告ヲ爲スヘシ
第六十六條 報告ヲ分チテ定期報告及臨時報告トス

第六十七條 定期報告ノ種類左ノ如シ

一、週 報

生徒課週報

二、月 報

庶務課月報

生徒課月報

圖書課月報

三、學期報

教務課學期報

生徒課學期報

四、年 報

教官年報

生徒監年報

教務課年報

生徒課年報

圖書課年報

庶務課年報

第六十八條 週報ハ次週水曜日マテニ、月報ハ翌月七日マテニ、學期報ハ學期末後二十五日以内ニ、教官年報ハ毎年二月末日マテニ、其ノ他ノ年報ハ毎年四月二十日マテニ校長ニ提出スヘシ

第六十九條 定期報告ハ別ニ定ムル様式又ハ要項ニ依リ調製スヘシ

第七十條 教官年報ハ各學科主任ニ於テ取纏メ意見アルモノハ之ヲ附記シテ進達スヘシ

第七十一條 臨時報告ハ特ニ命令アリタル時又ハ其ノ必要ヲ認メタル時隨時之ヲ提出スヘシ

第八章 表 簿

第七十二條 本校ニ於テハ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ表簿ヲ備フヘシ

第七十三條 生徒課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、學籍簿
- 二、生徒父兄届綴
- 三、生徒學歷綴及生徒履歷書綴
- 四、生徒出席簿
- 五、生徒寫真帖
- 六、在寮生徒名簿

學籍簿ハ毎年五月十五日限整理シ校長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第七十四條 教務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、教授要目
- 二、各教官受持學科目及時間表

- 三、各學級授業時間及教室配當表
 - 四、教科用圖書配當表
 - 五、生徒學業成績表
 - 六、學年曆
 - 七、入學志願者受験名票
 - 八、入學者選抜試験答案
 - 九、入學者選抜試験成績表
 - 一〇、試驗問題
 - 一一、教官會議記錄
 - 一二、教務日誌
- 第二第三第四ノ各表ハ複本ヲ調製シ校長ニ提出スヘシ
 學年曆ハ前學年三月末日限決裁ヲ受クヘシ
- 第七十五條 圖書課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、圖書分類目錄
 - 二、圖書借用證書
- 第七十六條 庶務係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、勅語謄本
- 二、職員履歷書
- 三、命課簿 甲乙
- 四、旅行決裁簿
- 五、誓簿
- 六、學校一覽表
- 七、職員出勤簿
- 八、日誌
- 九、事務曆

學校一覽表ハ每年四月末日現在ニ依リ五月末日限調製シ其ノ複本ヲ

校長ニ提出スヘシ

事務曆ハ會計年度ニ依リ前年度ノ三月末日限決裁ヲ受クヘシ

第七十七條 會計係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、學校平面圖

學校平面圖ハ建物水管瓦斯管電線煖爐堀井ノ配置ヲ記入シ複本二通ヲ調製シ一通ヲ校長ニ提出シ一通ヲ庶務係ニ回付スヘシ

第九章 當直

第七十八條 當直勤務ハ事務當直及學寮當直トス

第七十九條 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ

生徒課勤務ノ教官ハ輪番ヲ以テ學寮當直ニ服スヘシ

第八十條 本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス

第八十一條 生徒監ハ必要ニ應シ隨時學寮ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於

テハ第七十九條第二項ノ當直者ヲ除番ス

第八十二條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

一、出張中出張ノ前日出張先ヨリ歸校ノ翌日

二、病氣歛勤中

三、賜暇ノ當日

四、忌引中

五、新任者著任ノ日ヨリ起算シ七日間

六、以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第八十三條 事務當直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一、校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二、校舎内外ノ取締ヲナスコト

三、接受シクル物件ヲ處理スルコト

四、火災ノ虞アル場所ト器物トニ對シ特ニ注意スルコト

第八十四條 學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ執ルヘシ

第八十五條 當直者ハ勤務中學校ヲ離ル、コトヲ得ス

第八十六條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第八十七條 當直中非常事故アルトキハ直ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第八十八條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課長學寮當直ニ有リテハ生徒監之ヲ定ムヘシ

四 物品會計規程細則

第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理ス

第二條 物品ハ備品消耗品ノ二種トシ備品ノ各室共用ニ係ルモノヲ共

用備品トシ職員各自ニ専用スルモノヲ専用備品トス但シ備品及消耗品ノ區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ之ヲ定ム

第三條 受入物品ハ總テ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後倉庫ニ藏置シ之カ保管ノ責ニ任スヘシ

圖書機械標本類ニ關シテハ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後直ニ當該監守者ニ交付シ其ノ受授ヲ明ニシ之カ監督ノ責ニ任スヘシ

第四條 各課係又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任一人若ハ數人ヲ置キ使用物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各自専用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第五條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督スヘシ

一、各課係又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月消耗品出納簿ニ照査

スルコト

二、毎年一回備品支給簿、備品監守簿及消耗品受拂簿ニ依リ各課係又ハ教室ニ就キ現品ヲ査閲シ校長ニ報告スルコト

前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用上ニ付意見アルトキハ校長ニ申告シ其處理ヲ求ムルコト

第六條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規程ノ監督ヲ怠リタルトキハ校長其ノ事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出ツルモノハ文部大臣ニ具申ス

第七條 各課係又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

- 一、會計係 會計係、校長室、食堂、應接室、小使室及門衛室ニ屬スル物品 並他ノ監守又ハ取扱ニ屬セサル物品
- 二、教務課 教務課、教官室、通常教室及講堂ニ屬スル物品

三、生徒課 生徒課、生徒控所及學寮ニ屬スル物品

四、庶務係 庶務係及當直室ニ屬スル物品

五、圖書課 圖書課、書庫及閱覽室ニ屬スル物品

六、物理教室 物理教室ニ屬スル物品

七、化學教室 化學教室ニ屬スル物品

八、博物教室 博物教室ニ屬スル物品

九、圖畫教室 圖畫教室ニ屬スル物品

十、體操教室 體操用運動用物品

第八條 監守者又ハ物品取扱主任ノ監守又ハ取扱ニ屬スル物品ニ關シテ文部省直轄各部物品會計規程第十三條ノ責ニ任スヘシ

第九條 各部所要ノ物品ハ品名數量需要ノ事由等ヲ記載セル請求書ヲ物品會計官吏ニ差出スヘシ尙ホ注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添フヘシ

第十條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ應シテ之ヲ支給スヘシ

第十一條 臨時所要ノ物品ノ物品監守者若ハ當該首席者ノ請求ニ依リ其ノ都度校長ノ許可ヲ受ケ購入手續ヲナシ之ヲ交付スヘシ

第十二條 生産品及寄贈品ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ其ノ品名數量及見積價格ヲ付シ校長ニ上申シ之カ受入ノ許可ヲ受ケタル後藏置若ハ支給ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ交付若ハ支給セントスルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト專用品トニ區別シ備品支給簿ニ登記ヲ了シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品取扱主任若ハ請求者ニ配付スヘシ

圖書機械標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番

號ヲ付記スヘシ但シ機械標本等ニシテ番號ヲ付スル能ハサルモノハ適當ノ方法ヲ設ケテ之ニ記號ヲ付シ整理スヘシ

第十四條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ備品監守簿消耗品受拂簿ヲ備付ケ物品ノ配付ヲ受クタルトキハ直ニ之カ登記ヲ了シ現品ト對照シ備品ニアリテハ備品支給簿消耗品ニアリテハ別ニ指定スル用紙ニ領收ノ印ヲ捺キ物品會計官吏ニ返付スヘシ但シ備品ハ其ノ受付ケ場所ヲ備考欄内ニ摘記シ其ノ所在ヲ明ニスヘク消耗品ニアリテハ其ノ受拂ヲ明瞭ニスヘシ

第十五條 物品監守者交代シタルトキハ新監守者物品監守簿ニ其ノ受繼年月日ヲ記入シ且記名捺印スヘシ

第十六條 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ屬スルモ乙物品監守者ニ於テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條 職員轉免ノ場合ニハ其ノ專用備品ヲ物品會計學吏ニ返付スヘシ

第十八條 物部監守者ハ使用中ノ物品ニシテ自然毀損シ修理又ハ引替ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添へ返付ノ手續ヲ爲シ物品會計官吏ニ其ノ修理又ハ引換ヲ請求スヘシ
物品會計學吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ更ニ原物品監守者ニ引渡スヘシ

第十九條 不用トナリタル物品ハ物品會計官吏ニ返付シ物品監守簿ノ備考ニ其事由年月日ヲ詳記スヘシ
物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ成規ニ依リ毀損ノ經同ヲナシ物品出納簿ヨリ控除シ不用品ニ屬スルモノハ之ヲ審査シ尙ホ使用ニ堪フヘキモノハ保存シ向來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ校長ノ決裁ヲ乞フヘシ

第二十條 保管ノ物品ニシテ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ品名數量價格ヲ取調ヘ物品會計官吏ヲ經由シテ校長ニ申報スヘシ

第二十一條 物品會計官吏ハ前條ノ申報ニ接シタルトキハ始末書ヲ徴シ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ乞ヒ且所轄警察署ニ届出ツヘシ

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ置クヘシ

一、普通備品出納簿

本簿ハ普通備品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ登記シ又在庫並使用物品ノ現在ヲ明ニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名冊數、出納價格、納人名等ヲ登記シ又圖書ニ屬スル物品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

三、器械標本類出納簿

本簿ハ器械及標本ヲ別テ學科毎ニ口座ヲ設ケ品目、箇數、價格、納人名等ヲ登記シ又器械標本ニ屬スル物品ノ監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ記入シ又在庫竝消費高ヲ明ニス

五、共用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル共用備品ノ品目、數量、番號、受授年月日等ヲ登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

六、専用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル専用備品ノ品目、數量、受授年月日等ヲ登記シ專用者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

第二十三條 各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品監守簿

本簿ニハ備品ノ品名、箇數、記號、及受授年月日ヲ明記スヘシ但シ圖書器械及標本ニ關スル備品簿ハ各其ノ原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、消耗品受拂簿

本簿ニハ消耗品ノ受拂ヲ記明スヘシ

三、郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付ケ其ノ受拂ヲ詳記スヘシ

第二十四條 物品檢閲ヲ分チテ定時臨時ノ二種トス定時檢閲ハ毎年八月臨時檢閲ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條 物品檢閲委員ハ委員長一人委員若干トシ學校職員中ヨリ

毎年校長之ヲ命ス

第二十六條 物品檢閲委員ノ檢查事項左ノ如シ

- 一、物品保管ノ適否
- 二、備品使用ノ適否
- 三、消耗品消費ノ適否
- 四、物品缺損ノ有無
- 五、帳簿ト現品トノ對照

第二十七條 物品檢閲ノ際在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ保管監守取扱ニ屬スル現品及簿冊ヲ取揃ヘ其ノ席ニ列シテ之レカ點檢ヲ受ケ物品檢閲委員ノ質問ニ對シ答辯スヘシ

第二十八條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ簿冊ニ署名檢印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末

書ヲ徴スヘシ

第二十九條 物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲上ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シ校長ニ申報スヘシ

第三十條 本細則ニ據ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
備品消耗品區別

凡例

- 一、備品消耗品ノ區別ハ物品ノ性質ト其ノ用法トニヨリ之ヲ區別ス
- 二、物品ノ性質ニ關シテハ
 - (イ) 比較的永久ノ使用ニ耐ヘ又ハ其ノ性狀ヲ變スルコトナクシテ其ノ用ヲ爲スモノヲ備品トシ
 - (ロ) 毀損シ易ク又ハ其ノ性狀ヲ變シテ其ノ用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノヲ消耗品トス
- 三、物品ノ用法ニ關シテハ

- (イ) 其ノ性質ハ消耗品ニ屬スルモノト雖モ見本陳列品等トシテ保存スヘキモノヲ備品トス
- (ロ) 其ノ性質ハ備品ニ屬スルモノト雖モ實驗用材料品トシテ使用スヘキモノハ消耗品トス
- 四、附屬物ハ總テ主物ニ從屬セシメ單獨ニ登記セス

五 非常手配規程

- 第一條 本校失火若ハ近火等非常ノ節ハ之ヲ知りタルモノヨリ直ニ庶務課又ハ學寮當直ニ知ラスヘシ
- 第二條 庶務課又ハ當直ニ於テ前條ノ報ニ接シタルトキハ直ニ應急ノ手當ヲナシ且電話若ハ急使ヲ以テ校長及課長ニ報告スヘシ
- 第三條 校内失火ノ際ニハ職員以下現場ニ駆付ケ唧筒及消火器ヲ使用シテ消防ヲ爲スヘシ

近火ノ際ニハ適宜ノ場處ニ唧筒ヲ引出シ防禦ノ用意ヲナスヘシ但シ延燒ノ虞ナキ場合ノ外備付ノ唧筒ヲ校外ニ引出スヘカラス

第四條 校内失火大事ニ及フヘシト認メタル場合又ハ近火ニシテ延燒ノ虞アル場合ニハ號鐘ヲ以テ左ノ信號ヲ報セシムヘシ

○ ○ ○ ○ ○ 三点連續シテ打ツ

第五條 非常手配ノ部署ヲ分チテ本部奉安處係、警戒部、防火部、運搬部及學寮生徒隊トス

前項ノ外時ノ情況ニ依リ豫備員部ヲ設ク

第六條 係員ノ部屬ニ關シ豫メ定ムルコト左ノ如シ

- 一、在校上席職員ハ本部ノ司令トナル
- 二、在校次席職員ハ奉安處係トナル
- 三、生徒監又ハ學寮當直ハ學寮生徒隊司令トナル
- 四、學寮生徒ノ部屬ハ第十四條ノ規定ニ依ル

- 五、雇契約消防夫ハ防火部ニ屬セシム
 - 六、巡視ハ警戒部ニ屬セシム
- 前項以外諸員ノ部屬ハ緩急ニ應ジ臨機司令ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 各部配屬ノ上席職員ヲ以テ其ノ部ノ指揮者トス
- 第七條 第四條ノ場合ニ於テ在校上席職員ハ直ニ表門内西部物置附近ニ本部ヲ開設シ本規定實行ノ責ニ任スヘシ
- 時ノ情況ニ依リ本部ヲ他ニ移スコトヲ得此ノ場合ニハ傳令ヲ配置シテ本部ノ位置ヲ教示セシムヘシ
- 學寮生徒隊司令ハ本部ニ屬ス
- 本部屬員ハ傳令用ノ外本部ヲ離ル、コトヲ得ス
- 第八條 職員及傭員第四條ノ信號ヲ聞キタルトキ又ハ急報ニ依リ駆付ケタルトキハ第六條ニ定メラレタルモノ、外直ニ本部ニ參著シ司令ノ區署ヲ受ケテ分掌ノ手配ニ就クヘシ

通學生徒ハ第一項ノ場合ニ於テ裏門内北側ニ集合シ司令ノ指揮ニ從フヘシ

第九條 奉安處係ハ奉安處ニ參集シ附近ヲ警衛スヘシ

第十條 警戒部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、表門及裏門ハ直ニ閉鎖シ巡視ハ見張番ヲナシ唧筒、消防夫、警察官、諸官衙職員及平常出入ノモノ、外通門ヲ禁止スヘシ
 - 二、巡視ハ始終校内ヲ巡邏シテ盜賊等ヲ戒ムヘシ
 - 三、受付一人以上表門ニ出テ駆付人氏名等ヲ書キ留メ置クヘシ
 - 四、夜中ニ在リテハ表門、裏門、本部、受付、玄關等ニ高張提灯ヲ點シ其ノ他要所ニ點燈シ又各所入口開扉ノ用意ヲナスヘシ
 - 五、瓦斯口、暖爐其ノ他一般火氣ノ存スル所ニハ特ニ警戒ヲ加ヘ必要ト認メタルモノ、外ハ總テ消滅スヘシ
- 第十一條 防火部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、適宜ノ場所ニ唧筒ヲ引出シ延焼ノ虞アル建物ノ窓ヲ閉チ水ヲ注キ其ノ他飛火ノ移リ易キ場處物品等ニ就キ充分ノ豫防ヲナスヘシ
 - 二、作業器具ヲ用ヒテ通路ノ防碍物ヲ除キ及上席職員ノ指揮ヲ受ケテ廊下其ノ他建物ニ防火上必要ナル破壊作業ヲ施スヘシ
- 第十二條 運搬部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一、運搬用擔架及ズツク袋ヲ持出シ物品ヲ安全ノ場所ニ運搬スヘシ
 - 二、運搬ハ火元最寄ノ場所ヨリ始メ且書類及貴重機械ヲ先ニシ次ニ圖書次ニ器具雜品ニ及フヘシ
 - 三、搬出シタル物品ハ監視者ヲ附シテ嚴重ニ取締リヲナスヘシ
- 第十三條 豫備員部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一、救護處ヲ開設シ人命救護ノ事ヲ行フヘシ
 - 二、必要ト認メタル場合ニハ飲食物供給ノ手配ヲナスヘシ

三、各部手簿ノ方面ニ應援スヘキ準備ヲ爲シ司令ノ命ニ依リ又ハ各部ノ請求ニ應シ司令ニ届告シテ之ニ參加スヘシ

第十四條 學寮生徒隊ハ左ノ各隊トシ其ノ編成ハ每學年ノ始メニ於テ生徒監之ヲ定ム

各隊ニ分隊ヲ設クルハ生徒監ノ定ムル所ニ依ル

奉安處隊第九條ニ準シ奉安處附近ヲ警衛ス

警戒隊 第十條ニ準シ警備ノ事ヲ行フ

防火隊 第十一條ニ準シ消火及作業ヲ行フ

運搬隊 第十二條ニ準シ運搬ニ從事ス

豫備隊 第十三條ニ準シ救護及應援ニ從事ス

本部隊 本部ニ屬シ傳令通報及記錄ニ從事ス

第十五條 各係部隊員ハ上席職員ノ指揮ニ服從シ協力動作スヘシ

第十六條 危急ノ場合前各條ニ依ルコト能ハサルトキハ各員臨機獨斷

專行スヘシ

第十七條 常備非常用具ノ名稱箇數及備付場處左ノ如シ

名稱	箇數	備付場所
唧筒及附屬品	二	表門内西部物置
水運車	二	同
運搬車	二	同
梯子	四	同
繩子	一	同
馬口	小 二 大 四	同
大斧	二	同
大鋸	二	同
刺又	三	同
運搬用擔架	二	同
高張提灯及附屬品	一三	同
同	一三	學寮支關廳

名稱	箇數	備付場所
提灯	二〇	表門内西部物置
蠟燭	六	學寮支關廳
燭大小	一〇〇	表門内西部物置
同	一〇〇	表門内西部物置
マツチ	五〇	學寮支關廳
同	一箱	表門内西部物置
水運ズツク囊	一箱	學寮支關廳
同	二〇	表門内西部物置
同	一〇	本館小使室東
同	一五	學寮賄處
同	五	門衛所東
運搬用ズツク囊	四	庶務課教務課
同	二	教官室
同	二	生徒課

名稱	箇數	備付場所
運搬用ズツク囊	二	會計係
同	一	圖書教官室
同	一	地質礦物教官室
同	一	動植物教室
同	一	化學教室
同	二	物理教室
同	四	圖書室
同	六二	學寮 自第一室至第卅 一室各室二箇宛
消火器	一	本館西入口
同	一	同 東入口
同	一	同 階上西入口
同	一	同 階上西入口
同	一	同 東入口
同	二	本館西付
同	五	同 小使室
同	一	北三番教室入口
同	一	製圖教室入口
同	一	動植物教室西入口

名稱	箇數	備付場所
消火器	一	化學教室講義室入口
同	一	物理教室講義室入口
同	一	生徒控所
同	一	發電所
同	一	講堂西入口
同	一	生徒圖書閱覽室
同	一	同 事務室
同	一	門衛所
同	一	柔劍道場
同	一	銃器庫
同	一	學寮巡視受付
同	二	學寮事務室
同	一	北寮西入口
同	一	中寮廊下東止
同	一	南寮階上西入口
同	二	南寮階上東入口
同	一	中寮階上
同	二	北寮階上西入口
同	一	北寮階上東入口

消 火 器

- 一 學寮食堂
- 一 同 賄所
- 一 同 入浴場

- 井戸消火器ノ位置及
瓦斯管附栓ヲ示ス甲圖
- 同 乙 圖

- 一 門衛所
- 五 庶務課、生徒課、學寮
事務室、會計係、圖書
課各一

前項ノ用具ハ非常ノ場合ノ外使用スヘカラス但シ特ニ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十八條 前條用具ノ整頓ハ庶務課長ノ責任トス

第十九條 每學期一回若ハ臨時學寮生徒隊並雇契約消防夫ニ本規程手配ノ演習ヲ爲サシムヘシ

第二十條 消火器ハ毎年十月末日迄ニ詰替ヲ爲シ且時々試験ヲ行ヒ使用ニ差支ナカラシムヘシ

六 防 疫 規 程

第一條 學寮生徒中赤痢腸室扶斯、バラ室扶斯、發疹室扶斯、痘瘡、猖紅熱實布埜利亞、麻疹、流行性腦脊髓膜炎ノ疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス

- 一、患者ヲ其ノ寢具被服所持品ト共ニ攝生室ニ移スヘシ
 - 二、患者ノ机、椅子、寢所ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ尙戸ノ引手及其ノ周圍ヲ洩レナク同水ヲ以テ拭ヒ椅子ノ布張ナル部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒテ拭擦スヘシ
 - 三、同室者ハ患者ノ坐席寢所ニ遠サカラシメ又患者ノ觸レタルモノニ觸レシムヘカラス
 - 四、食器ハ全部熱湯ニ浸シ消毒セシム若シ浸スコト能ハサルモノハ熱湯ヲ注キタル上之ヲ洗淨シ後乾燥セシムヘシ
- 食器ノ消毒ハ毎日一回夕食後之ヲ行ハシムヘシ但シ患者使用ノ

- 分ニ限リ毎食後消毒セシムヘシ
- 五、 飲食物並食器類ニ蠅蚊等傳染病媒介ノ虞アル昆虫ヲ接觸セシメサル設備ヲナスヘシ
- 六、 患者ノ入りタル大便所ノ戸ノ内外ニアル引手、床、四壁、天井及便所履物ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒ヲナシ大小便壺ハ便ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ攪拌シ大便所ハ一時閉鎖スヘシ
- 七、 校醫ハ毎日患者ヲ診察スヘシ
- 八、 攝生室ニハ昇汞水ヲ備ヘ患者及看護人ヲシテ出入毎ニ手指ヲ消毒セシムヘシ
- 昇汞水ハ毎日常換スヘシ
- 九、 患者用便所ヲ定メ攝生室ニ於ケル如ク消毒設備ヲナスヘシ
- 一〇、 嘔吐物等總テ患者ノ排泄物ハ同量ノ石炭酸水ヲ加ヘテ攪拌シ之ヲ便壺中ニ棄ツヘシ排泄物ニヨリテ汚染シタルモノ亦同シ若シ

シ棄却シ能ハサルモノアルトキハ石炭酸水ヲ以テ充分ニ拭ヒ消毒スヘシ

- 一一、 看護人ハ成ルヘク始終同一人ヲ以テシ且消毒衣ヲ著セシムヘシ
- 一二、 看護人ノ外患者及患者用物品ニ接觸セシムヘカラス又面會人ハ一定ノ場所以外ニ立入ラシムヘカラス
- 一三、 麻疹痘瘡發疹瘰斯ノ疑似患者發生シタル場合ハ特ニ浴室洗面所ヲ第二條第十五號第十六號ニヨリ消毒スヘシ
- 一四、 疑似患者傳染病ト決定シタル場合ハ直ニ入院セシメ第二條ニ依リ消毒スヘシ

第二條 學寮生徒中前條ニ掲ケタル傳染病患者又ハ「ベスト」「コレラ」疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス

- 一、 患者ハ即刻入院セシメ止ムヲ得サル場合ハ一時之ヲ隔離シ町村

役場及警察署ニ通知スヘシ

- 二、患者ノ帽、傘、履物、隔離用運搬具其他病毒ニ汚染セル疑アルモノハ内外面共石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シタル後一定ノ場所ニ於テ内外面共一時間以上直接日光ニ曝シ一定ノ戸棚中ニ納入スヘシ若シ當日雨天曇天或ハ強風ノトキハ消毒後一定ノ場所ニ納入シ日光消毒ハ後日ニ譲ルヘシ
- 患者ノ手ニ觸レタル書籍、筆墨、紙類其他ノ物品ニシテ石炭酸水又ハ昇汞水消毒ニ堪ヘサルモノ又ハ寢具、被服、枕、布張椅子等病毒内部分ニ透浸ノ虞アルモノハ「フオルムアルデヒド」瓦斯ニ依リ消毒シ價値ナキモノハ燒棄スヘシ
- 三、行李、鞆類ニシテ内容清潔ナルモノハ外面ノミ石炭酸水ヲ以テ消毒シ内容物ハ便宜日光消毒ヲ行フヘシ又書籍、筆墨、紙類ニシテ發病前ヨリ使用セス清潔ナルモノハ日光消毒ヲ爲スヘシ

- 四、患者室ノ戸、戸棚、四壁、天井、床、疊ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ疊ハ更ニ表裏共日光ニ曝スヘシ戸ノ消毒ニツキテハ特ニ引手ノ部分ニ注意スヘシ
- 五、患者室ニアル椅子、机、本立、机抽斗内其他室内備付物品ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ椅子ノ布張ノ部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒテ拭擦スヘシ
- 六、同室者ノ手指及履物ノ裏面ヲ昇汞水ヲ以テ消毒セシメ他室者トノ交通ヲ避ケシムヘシ
- 七、食器ハ全部熱湯ニ浸シテ消毒シ熱湯ニ浸シ能ハサルモノハ熱湯ヲ注キ數回洗淨シ乾燥セシムヘシ
- 食器ノ消毒ハ毎食後之ヲ施行セシムヘシ
- 患者ト同室者ノ食器ハ他室者ノ分ト區別シ最後ニ消毒洗淨スヘシ

- 八、患者ノ入院前入りタル食堂ノ床及食堂ニ於テ患者ノ用ヒタル食卓腰掛ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ
- 九、患者室ヨリ便所ニ至ル廊下及患者ノ交通セル疑アル部分ノ床ニハ石炭酸水ノ噴霧消毒ヲナスヘシ
- 一〇、便所ハ天井四壁床戸大小便壺下駄手洗鉢等全部石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ戸ノ引手キン隠シ及其ノ周圍ハ特ニ注意ヲ要ス大小便壺中ニハ大小便量ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ能ク攪拌スヘシ
- 小便所流シハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ
- 一一、便所ノ床戸ノ引手ノ周圍及下駄ハ毎日石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ患者ノ入りタル大便所ハ消毒後一時閉鎖スヘシ
- 一二、便所ニハ昇汞水ヲ備ヘ用便後手指ヲ消毒セシムヘシ昇汞水ハ毎日交換スヘシ

- 一三、便所及患者ノ室ノ戸ノ引手ヲ内外共綿布ニテ包ミ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ注キテ常ニ濕潤ナラシムヘシ
- 一四、便所及患者ノ室ノ入口ニ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ以テ浸潤セル雑巾ヲ置キ出入毎ニ履物ノ裏面ヲ消毒セシムヘシ
- 一五、浴槽ノ内外流シ場及備品一切ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ十分後清水ニテ洗滌シ乾燥セシムヘシ
- 脱衣室及衣服入棚ハ全部石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒スヘシ
- 湯水又ハ溝渠ヲ消毒スル必要アル時ハ生石灰ヲ以テ消毒スヘシ
- 一六、洗面所及洗面器ハ石炭酸水ヲ以テ前號ト同一ノ方法ニヨリ消毒スヘシ
- 一七、教室ニ於ケル患者ノ机腰掛及患者ノ立入りタル教室ノ戸ノ引手其ノ周圍ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨消毒スヘシ
- 一八、患者若シ本館ノ便所ヲ使用シタルコトアラハ第十號第十一號

ノ處置ヲナスヘシ

- 一九、患者ノ用ヒタル兵器、武術用具、運動用具ハ石炭酸水ニテ消毒シ銃及革類ハ消毒後十分ヲ經テ濕布ニテ拭ヒ手入ヲナシ置クヘシ
- 二〇、^一ベスト疑似患者發生シタル場合ハ捕鼠器又ハ亞砒酸混入食物ヲ使用シテ鼠族ノ撲滅ヲ計ルヘシ
- 二一、消毒方法ヲ行ヒタル後收集セル塵埃ハ一定ノ場所ニ於テ燒却スヘシ

第三條 本校公認下宿ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ警察官吏ト協議ノ上第一條又ハ第二條記載ノ防疫法ヲ準用シ本校監督ノ下ニ之ヲ實行セシム

消毒ニ要スル費用ハ營業者ノ負擔トス

第四條 公認下宿以外ヨリ通學スル生徒中第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ニハ警察官吏ト協議ノ上臨機ノ處置ヲナス

備人ノ隔離又ハ昇校停止校舍ノ一部又ハ全部ノ閉鎖傳染病流行地域ヘ職員生徒ノ出入禁止其ノ他防疫上必要ナル處置ハ防疫員合議ノ上校長ノ決裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第十一條 百日咳、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、肺結核、癩病、傳染性皮膚病、傳染性眼炎發生ノ場合ハ生徒監校醫ト合議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第十二條 消毒事務ニ從事スルモノハ消毒ニ先タチ消毒衣ヲ著シ且石炭酸水又ハ昇汞水ニテ浸セル雑巾ヲ踏ミテ履物ノ裏面ヲ消毒スヘシ

第十三條 生徒課ニハ常ニ左記物品ヲ備フヘシ

一、消毒衣 十四校醫用四、職員用四、小使用六

二、五%石炭酸水、0.1%昇汞水

三、純石炭酸五ポンド、昇汞一ポンド、食鹽一ポンド

四、綿紗五包、脫脂綿五包、手拭半ダース

第五條 傭人及賄方雇人中又ハ茶寮ニ第一條第二條中ノ患者發生ノ場合ハ同條ニ準シテ消毒法ヲ行フ但シ賄方及茶寮ノ消毒費用ハ當該營業者ノ負擔トス

第六條 職員、生徒、傭人、賄方及茶寮關係者ノ家族又ハ同居者ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ直ニ届出シメ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第七條 防疫事務掌理ノ爲メ防疫委員ヲ置ク

防疫委員ハ各課長、生徒監及學校醫トス但シ場合ニ依リ本文ノ外顧問ヲ囑託スルコトアルヘシ

第八條 防疫委員ハ第二條ノ傳染病又ハ「コレラ」「ベスト」校内又ハ公認下宿ニ發生シ又ハ關係地方ニ流行ノ兆アリテ病毒浸入ノ虞アルトキハ本規程ニ依リ防疫ノ處置ヲナスヘシ

第九條 生徒課長ハ防疫委員長トシテ事務ノ整理及其ノ實行ヲ督ス

第十條 傳染病ニ罹リ又ハ罹病者ト同居シ若ハ之ニ接觸セシ職員、生徒

七 校旗取扱方

第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標幟トス

第二條 校旗ハ儀式又ハ校外ニ於テ生徒隊行動ノ場合ニ使用ス

第三條 校旗使用ノ場合ハ其ノ都度校長之ヲ指定ス

第四條 校旗ハ庶務課長之ヲ保管シ旗手之ヲ保護ス

第五條 旗手ハ生徒中身體強健品行方正學業成績優等ナル者ヲ選ヒ校長之ヲ命ス

第六條 校旗ハ旗手ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス但シ非常變災ノ場合及其ノ組立ヲ解キ又ハ雨覆ヲ付シタルトキハ此ノ限ニアラス

八 卒業證書書式

高等學校令及高等學校規程ニ依リ本校(文)理科ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ因リ之ヲ證ス

氏 名

年 校
月 日
印

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

九 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ
附與スル證明書書式

氏 名

印校

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ本校(文)理科ノ學科ヲ修メ
茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

一〇 直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシ
モノニ附與スル證明書書式

氏 名

印校

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シ本校(文)理科ノ學科ヲ修
メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

一一 禮法及儀式ニ關スル内規

- 第一條 天皇陛下皇后陛下皇太子殿下名古屋御著發ノ場合ニハ其都度奉迎奉送ス但シ名古屋御駐泊中ノ行幸行啓ニ關シテハ此ノ限ニアラス
- 第二條 天皇陛下皇后陛下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス
- 第三條 皇太子殿下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス但シ御微行ノ場合ニハ此ノ限リニアラス
- 第四條 前三條ノ奉迎奉送ハ場合ニ依リ總代ヲ以テ之ヲ行フコトアル

ヘシ

- 第五條 冬季春季夏季休業中ハ生徒隊ノ奉迎奉送ヲ略ス
- 第六條 奉迎奉送ニ關スル禮式ハ明治四十三年文部省訓令第十八號ニ依ル
- 第七條 職員生徒單獨ノ敬禮ハ普通ノ作法ニ從フ
- 第八條 左ノ場合ニハ敬禮ヲ略スルコトヲ得
 - 一、 校内ニ於テ其ノ日挨拶ヲ了リタル後再ヒ出會ヒタル場合
 - 二、 圖書閱覽室ニ於テ讀書中
 - 三、 校内外ニ於テ作業中ニシテ中止シ難キ場合
 - 四、 非常變災ニ際シ禮ヲ行フ遑ナキ場合
- 第九條 教室ニ於ケル敬禮ハ生徒一齊ニ起立シテ之ヲ行フ
教官生徒ノ禮ヲ受クルトキハ教壇ノ上ニ立チ第十一條第一項ノ敬禮ヲ行フトキハ教壇ヲ下ルヘシ

- 第十條 生徒ハ授業ノ終始ニ於テ教官ニ對シ敬禮スヘシ
教室内ニ於ケル生徒ノ發言應答ハ起立シテ行フヲ禮トス
- 第十一條 授業中教室ニ來賓アルトキハ生徒ハ教官ノ指示ニ從ヒ敬禮スヘシ此ノ場合ニハ豫メ教官ニ通達シ又ハ校長之ヲ先導ス
前項以外ノ參觀人ニ對シテハ教官ノミ敬禮ヲ交換ス實驗室製圖室ニ於テハ第一項ノ敬禮ヲ略スルコトヲ得
- 第十二條 儀式中ノ敬禮ハ指揮者ノ合圖ニ依ル
- 第十三條 左ノ場合ニハ合圖ヲ待タス直ニ起立シテ姿勢ヲ正スヘシ
一、君ケ代奏樂ノ場合
二、勅語又ハ詔書奉讀ノ場合
- 第十四條 生徒隊及武裝シタル生徒ノ敬禮ハ陸軍禮式ヲ準用ス
軍旗ニ對シテハ生徒單獨ノ場合ニモ禮ヲ行フヘシ
- 第十五條 武術ノ稽古及試合並運動競技ヲ爲ス場合ニハ各其道ノ作法

ニ依リ敬禮ヲ行フヘシ

- 第十六條 校内定例ノ儀式ヲ拜賀式宣誓式入學式卒業式就任式及送別式トス
- 第十七條 拜賀式ハ天長節祝日一月一日及紀元節ニ之ヲ行フ
- 第十八條 宣誓式及入學式ハ學年ノ初ニ之ヲ行フ
- 第十九條 卒業式ハ生徒卒業ノ時之ヲ行フ
- 第二十條 就任式送別式ハ校長又ハ教官ノ新任、轉任、離任、外國留學、外國派遣又ハ歸朝ノ場合ニ之ヲ行フ
- 第二十一條 拜賀式ニハ御影ヲ奉掲ス
御影奉掲ノ位置ハ向ツテ左ヲ上トス
- 第二十二條 勅語ハ式場ニ奉置シ謄本ニ就キ奉讀ス
- 第二十三條 儀式ノ次第ハ其ノ都度之ヲ定ム

一一 勳章授與式例

- 一、勳章授與式例第五條ニ依ル勳章ハ校長之ヲ授ク
- 一、前項授與式ニハ庶務課長並職員中同等若ハ同等以上ノ帶動者一人ヲシテ列席セシム

第八 教科用書目 (卷末添付)

第九 職員

大正十年六月末調

校長	修身科	文學士	岡野義三郎	大阪
修身主任、修身	修身科	生徒監教授文學士	藤塚	鄰宮城
修身主任、修身	第一文學科	生徒監教授文學士	中村寅松	東京
主任、歷史		教授文學士	松尾長造	長崎
地理		教授文學士	今井貞臣	京都
歷史		教授理學士	河村信一	京都
哲學、論理		教授文學士	栗田元次	愛知
心理		教授文學士	佐竹哲雄	東京
		教授文學士	松尾長造	前出

法制、經濟

第二文學科

教授法學士 南 藤八郎 長崎

主任、漢文

生徒監教授文學士 藤 塚 鄰 前出

漢文

教授 松 本 亦 一 佐賀

國語

教授文學士 小 室 由 三 山形

漢文

教授文學士 坂 井 喚 三 愛知

國語

教授文學士 石 井 直 三 岡 山

第一語學科

主任、英語

教授文學士 小 松 原 隆 二 岡 山

英語

教授文學士 岡 部 次 郎 福 岡

英語

教授文學士 中 川 芳 太 郎 愛 知

外國留學中

教授文學士 澤 村 寅 二 郎 京 都

英語

教授文學士 若 杉 三 郎 東 京

同

教授文學士 佐 々 木 順 三 靜 岡

同

教授文學士 酒 井 賢 靜 岡

同

備外國人教師 カスパート、ロビンソン 英 國

同

講師文學士 堀 江 耕 造 靜 岡

第二語學科

獨語

教授 澤 井 要 一 東 京

主任、獨語

教授文學士 櫻 井 政 隆 新 潟

獨語

生徒監教授文學士 增 田 甚 治 郎 三 重

同

教授文學士 山 田 幸 三 郎 愛 知

同

教授文學士 鼓 常 良 廣 島

同

備外國人教師 ヘルマン、ヘルフツチュ 獨 國

同

講師文學士 德 澤 得 三 靜 岡

第一理學科

主任、物理	教授理學士 柏木好三郎 東京
化學	教授理學士 半田正身 石川
物理、自然科學	教授理學士 林守一 福井
數學	教授理學士 下田卯市 東京
化學、自然科學	生徒監教授理學士 江見節男 岡山
數學	教授理學士 日下部富藏 愛知
數學	教授理學士 椎尾 調愛知
數學	講師理學士 中野 靜長野
物理實驗	講師理學士 平井 淵山梨
礦物、地質、自然科學	助教授 竹山 說三 盛阜
主任、植物、動物	教授理學士 河村 信一 前出
	教授理學士 田原 正人 東京

第二理學科

第三理學科

動物、自然科學	教授理學士 中本 大二 鳥取
圖畫	講師工學士 古田 五郎 兵庫
圖畫	助教授 溝口 好忠 愛知
同	講師 香取 五郎 東京
同	講師工學士 比企野 廣治 神奈川
同	講師工學士 小島 善一 愛知
同	講師工學士 三浦 耀 東京
主任、體操	講師陸軍歩兵大佐 箕形 初太郎 愛知
體操	講師陸軍歩兵少尉 山本 誠三 山口
同	講師陸軍歩兵特務曹長 鷓 飼 坦 岐阜
同	講師陸軍歩兵特務曹長 上原 敬太郎 長野

體操科

弓道師範
柔道師範
劍道師範

日比野賢吉 愛知
岡野好太郎 香川
門奈 正 茨城

評議員

教授 柏木好三郎
教授 澤井要一
教授 小松原隆二
教授 櫻井政隆
教授 半田正身
教授 今井貞臣
教授 岡部次郎
教授 中村寅松

學級主任

文科三年甲一學級主任
文科三年甲二學級主任
文科三年乙學級主任
理科三年甲一學級主任
理科三年甲二學級主任
理科三年甲三學級主任
理科三年乙學級主任
文科二年甲一學級主任
文科二年甲二學級主任
文科二年乙學級主任
理科二年甲一學級主任
理科二年甲二學級主任

教授 今井貞臣
教授 藤塚 鄰
教授 佐竹哲雄
教授 柏木好三郎
教授 半田正身
教授 下田卯市
教授 田原正人
教授 岡部次郎
教授 南藤八郎
教授 增田甚治郎
教授 佐々木順三
教授 林守一

理科二年甲三學級主任

教授 松尾長造

理科二年乙學級主任

教授 鼓常良

文科一年甲一學級主任

教授 小室由三

文科一年甲二學級主任

教授 栗田元次

文科一年乙學級主任

教授 山田幸三郎

理科一年甲一學級主任

教授 坂井喚三

理科一年甲二學級主任

教授 石井直三郎

理科一年甲三學級主任

教授 中川芳太郎

理科一年乙學級主任

教授 澤井要一

生徒課

生徒監教授 藤塚

鄰前出

生徒監教授 增田甚治郎前出

課長

生徒監教授 中村寅松前出

勤務

講師 箕形初太郎前出

勤務

講師 山本誠三前出

勤務

講師 上原敬太郎前出

勤務

書記 土井禮愛知

勤務

書記 近藤孟愛知

勤務

書記 市川光一東京

勤務

講師補助 石川市郎愛知

勤務

講師補助 水野忠太郎愛知

勤務

教授 小松原隆二前出

勤務

教授 小松原隆二前出

勤務

教授 小松原隆二前出

物理教室勤務

植物動物教室勤務

勤務

礦物地質教室勤務

圖書課

課長

勤務

同

同

庶務課

課長

會計主任

勤務

雇 近藤 信一 愛知

雇 大軒 精一 靜岡

雇 森島 市衛 愛知

雇 北川 廣吉 愛知

教授 今井 貞臣 前出

書記 近藤 孟 前出

雇 大島 武志 愛知

雇 黒田 義幸 愛知

教授 櫻井 政隆 前出

書記 若杉 喬福 井

書記 土井 禮前出

會計係勤務

會計係勤務

會計係勤務

庶務係兼務

庶務係勤務

會計係勤務

衛生顧問

學校醫

書記 淺田 央吉 三重

書記 福島 増雄 愛知

雇 三好 源吉 愛知

雇 近藤 兼松 前出

雇 服部 貞吉 愛知

雇 出口 周太郎 三重

醫學博士 勝沼 精藏 靜岡

館野 久三重

第十前職員

(●ハ死亡)

前官職	轉退年月	摘要
學校醫	明治、四三、九	片田武揚 愛知
助教	同、四四、八	足立藤一 愛知
教授	同、四四、九	藤井乙男 兵庫
講師	同、四四、一二	陸軍歩兵中佐 久米德太郎 茨城
講師	同、四五、五	陸軍歩兵少佐 宇野捨二 福井
講師	大正、元、一二	陸軍歩兵大尉 森信齋 岐阜
講師補助	同、二、一	理學士 伊藤禮一 廣島
弓道名譽師範	同、二、三	山田一郎 島根
教授	同、二、六	法學士・立入春太郎 三重
教授	同、二、八	文學士 丸山環 滋賀
教授	同、二、八	理學博士理學士 渡邊孫一郎 栃木

講師	同、三、三	解囑	工學士・室賀徳次郎 東京
講師	同	解囑	同 大串榮太郎 佐賀
備外國人教師	同、三、四	解約	ピ、セ、ウ、井、ル、ア、ン、ハ、ト 英國
教授	同、三、七	轉任	文 石倉小三郎 東京
教授	同、三、八	轉任	理學士 江口元太郎 佐賀
教授	同、三、九	轉任	文學士 小野寺精一郎 千葉
備外國人教師	同、三、一二	解約	クラハム、テ、ジ、リ、マ、イ、ター 英國
教授	同、三、一二	退官	文學士 伊藤兼一 島根
教授	同、四、四	轉任	工學士 山縣愷介 山口
助教	同	轉任	渡邊秀幸 愛知
講師	同、四、七	驛囑	文學士 下郷繁三郎 愛知
講師	同	轉任	理學士・立山林平 秋田
講師補助	同	解囑	農 澤繁治 奈良

講師	講師	講師	講師	學校醫師	教授	教授	教授	教授	教授	備外國人教師	教授	柔道師範	教授
同、八、一	同、八、二	同、八、三	同、八、三	同、七、二	同、八、三	同、八、五	同、八、七	同、八、八	同、八、八	同、八、九	同、八、九	同、九、三	同、九、三
解囑	解囑	解囑	解囑	解囑	轉任	退官	轉任	轉任	轉任	解約	轉任	解囑	退官
文學士吉武真貫山口	文學士齋藤實作群馬	工學士青戸信賢島根	工學士大串榮太郎佐賀	醫學士鈴置保長愛知	文學士平林治徳愛知	赤井直吉京都	文學士原弘毅廣島	文學士芝田徹心三重	文學士田端三東京	エルドン、クランプフィン 米國	竹内端三東京	佐村嘉一郎熊本	文學士近澤道元岐阜

書記	教授	教授	衛生顧問	講師	講師	教授	教授	講師	教授	講師	柔道師範	教授
同、九、一二	同、九、九	同、九、九	同、九、八	同、九、八	同、九、八	同、九、七	同、九、五	同、九、五	同、九、三	同、九、三	同、九、三	同、九、三
轉任	轉任	轉任	解囑	解囑	解囑	轉任	轉任	死亡	死亡	解囑	解囑	退官
加藤貞助静岡	文學士橋本捨次郎滋賀	理學士中野靜長野	醫學博士酒井繁東京	文學士大久保保七郎新潟	文學士齋藤實作群馬	文學士山内二郎東京	文學士内藤匡奈良	稲垣善太郎愛知	マスタイオラ堀謙徳三重	アルノルド、ハーン 獨國	佐村嘉一郎熊本	文學士近澤道元岐阜

備外國人教師	同、九、一二	解約	ヘンリー、コウルトー 英國
助教	同、一〇、二	轉任	吉田 葆愛知
教授	同、一〇、三	轉任	文學士 辻善定 岐阜
講師	同、一〇、三	解聘	文學士 横湯 温良 新潟
講師	同、一〇、四	解聘	田中 温之 愛知

第十一生徒

大正十年四月三十日調

一生徒氏名

○ハ特待生、△ハ特別入學
 氏名ノ上段ハ出身學校名略稱
 下段ハ本籍府縣名

文科甲一 (三十五人)

愛知第一〇渡邊信一 (愛知)	會津佐藤繁信 (福島)	丸龜健田靜夫 (香川)
津〇長谷川貞市 (三重)	宇治山田佐野郁郎 (岡山)	水戸進士智禮 (三重)
麻布中榮駿平 (石川)	鳳鳴狩野季彦 (埼玉)	曉星辰馬俊夫 (兵庫)
甲府篠原寛二 (山梨)	第一横濱海老塚久 (神奈川)	北野江川恒男 (大阪)
明倫水谷健之助 (愛知)	曉星市川武夫 (富山)	東京第一桂新七 (東京)
天王寺杉村正次 (滋賀)	小田原太田康平 (神奈川)	仙臺第一藏重二祐 (山口)
愛知第一川本彦四郎 (愛知)	鹿島深川秋雄 (佐賀)	眞岡石山彌三郎 (栃木)
飯田前澤恒介 (長野)	上田島田善雄 (長野)	第一神戸別所甫 (兵庫)
沼津中島正雄 (静岡)	愛知第四田中利一 (愛知)	△王 籍 田 (支那)
日本長谷川喜千平 (神奈川)	千葉吉野省治 (千葉)	△王 籍 田 (支那)
錦城山田義夫 (千葉)	第二神戸星賀博 (岡山)	(席次未定)
津平松吉雄 (三重)	宇治山田菱川隆雄 (三重)	麻布中込三郎 (山梨)

生徒氏名第三年

一八一

文科甲二 (三十六人)

津 小津英藏 (三重)	津 德田 彌 (三重)	今 宮 牧野權一 (大阪)
函 館 前田 稔 (北海道)	宇治山田 鳥羽壽郎 (三重)	東京第一 村田 昇平 (東京)
愛知第五 今井 久 (愛知)	上 野 佐々木隆美 (岐阜)	東京第四 塗師谷秀一 (東京)
愛知第一 江口彰次 (愛知)	東京高師 岡本 敏男 (東京)	東京第四 田川 信一 (長崎)
明 倫 成瀬關次郎 (愛知)	上 田 田中 愷 (福井)	郡 山 池田 真之助 (奈良)
成 蹊 山崎 敏夫 (東京)	愛知第二 天竺 要藏 (愛知)	大 垣 谷 澤 武夫 (岐阜)
愛知第一 高木喜代治 (愛知)	富 山 有賀 光胤 (岐阜)	京都第三 畑 喜三雄 (京都)
大 垣 高橋 十一郎 (岐阜)	麻 布 藤島 信篤 (東京)	東京第四 多門 重雄 (東京)
岐 阜 森崎 利一 (岐阜)	柏 原 有田 喜一 (兵庫)	東京第四 深川 太郎 (東京)
愛知第一 小澤 章一 (愛知)	田 邊 山本 光太郎 (和歌山)	下 妻 廣瀬 茂雄 (茨城)
津 廣瀬 錦一 (兵庫)	津 岡野 俊長 (三重)	
福 山 岡本 三頁助 (廣島)	小 野 小林 島 (兵庫)	
修 道 松本 正六 (廣島)	今 宮 久下 信太郎 (大阪)	
東京第二 塚越 虎雄 (埼玉)	丸 龜 岡田 周平 (愛知)	明 倫 磯部 巖 (岐阜)
中央幼年 小泉 潤 (愛知)	勝 所 中谷 敬壽 (滋賀)	愛知第五 岡部 福造 (愛知)
富 田 熊澤 孝平 (三重)	土 浦 湯原 庸三郎 (茨城)	東 濃 山本 福造 (岐阜)
愛知第三 瀧川 正澄 (愛知)	開 成 小沼 虎之助 (東京)	大 垣 佐藤 快生 (岐阜)

文科乙

(四十四人)

理科甲一

(三十一人)

△陣 曉 成 (支那)	市 岡 泉 彦次郎 (大阪)	東京第一 日比野 省三 (東京)
勝 所 長宗 泰造 (滋賀)	明 倫 柴田 森松 (愛知)	東京高師 熊澤 義彦 (愛知)
愛知第五 久米 愈 (愛知)	曉 星 植村 成 (山口)	松 江 岡崎 基 (島根)
京 城 小田 正義 (鳥取)	佐 倉 白名 坤一 (島根)	海 南 島村 清馬 (高知)
東 海 伊藤 智源 (愛知)	同 志 社 辻 英一 (京都)	上 田 伴 琢磨 (長野)
東京第四 荒井 健雄 (新潟)	土 浦 貝 塚 正俊 (茨城)	
津 野 呂 兼三 (三重)	津 中 村 祐吉 (三重)	
萩 谷 口 明三 (山口)	關 西 小 田 成就 (東京)	
兵 庫 大淵 眞雄 (兵庫)	上 野 澤 重民 (長崎)	
上 野 徳永 寅雄 (三重)	修 献 館 坂井 政實 (福岡)	
下 妻 市村 健壽 (茨城)	熊 谷 小 島 祥平 (埼玉)	
小 野 松岡 英長 (兵庫)	愛知第五 永田 猛彦 (愛知)	和歌山 梅田 伊太郎 (和歌山)
愛知第一 酒井 文彦 (愛知)	愛知第五 山田 傳之助 (愛知)	太 田 中 稔 (岩手)
愛知第一 溝口 毅 (愛知)	北 野 黒岩 浩一 (東京)	札 幌 横山 常市 (北海道)
富 岡 本多 三雄 (群馬)	愛知第五 川崎 勝一 (大阪)	五 條 高橋 貞固 (埼玉)
愛知第三 三輪 彰 (愛知)	郡 山 吐山 尚明 (奈良)	小 樽 諏訪 邦雄 (長野)
藤 澤 中村 房芳 (神奈川)	豆 山 陽平 山 尚明 (静岡)	富 田 津田 秀郎 (三重)
高千穂 西郷 隆興 (東京)	宇治山田 池部 宗薫 (三重)	周 陽 深津 了藏 (山口)
上 野 齋藤 昇 (三重)	愛知第一 鈴木 和六 (愛知)	曉 星 大橋 勇吉 (東京)

東京第一 高山喜雄(神奈川)
天王寺 登野 慎(大阪)
高千穂 藤林 誠(東京)

東京第二 柳内 彰(東京)
松山 井手 正宗(愛媛)
逗子開成 荒井 正(神奈川)

金光森本 謙一(岡山)

理科 甲二

(三十二人)

三重第一 前田七之進(三重)
濱松 加藤金一郎(静岡)
静冈 川口 敏(静岡)
甲府 島津保次郎(山梨)
東京第一 久野 隆夫(愛知)
愛知第一 木村 昇(茨城)
静冈 藤木 喬(静岡)
千叶 葉鈴木 至(千葉)
静冈 所伊藤 健雄(山口)
明倫 小澤 大作(岐阜)

新潟 穴澤 尚男(新潟)
愛知第二 近藤 康男(愛知)
明倫 青木 三樹雄(愛知)
野澤 圖師 督(宮崎)
忠海 石井 重雄(廣島)
愛知第四 中尾 光信(愛知)
岐阜 早 小 林 勇(愛知)
姫路 竹内 英夫(兵庫)
名古屋 兼岩 傳一(愛知)
修猷館 眞井 耕象(福岡)
高岡 井上 正行(富山)

京華 中村 芳郎(東京)
静岡 岡大石 憲治(静岡)
早稻田 小田 茂雄(東京)
愛知第一 香取 彦一(愛知)
仙臺第一 門澤 利三(宮城)
東京第一 川合 徳太郎(鳥取)
開成 成 宮 方 茂 寛(東京)
宇治山田 山田 功(三重)
宇治山田 榎 垣 清 澄(三重)
△許世 埔(支那)

理科 甲三

(三十八人)

第一鹿兒島 濱田 稔(大阪)
愛知第四 坂口 謙次郎(静岡)
上野 吉村 利三郎(大阪)

静岡 所片山 武夫(滋賀)
濱松 松大平 安(静岡)
愛知第二 市川 隆等(愛知)

静岡 岡野 徳太郎(静岡)
愛知第一 井上 巖次郎(愛知)
第二神戶 井上 侑一(兵庫)

岐阜 卓上 井紀夫(愛知)
愛知第一 高木 得一郎(岐阜)
東京第一 牧野 茂(愛知)
岐阜 卓 梶田 義道(岐阜)
明倫 國枝 益二(愛知)
津 杉木 一頁(三重)
東京第一 木下 忠雄(東京)
早稲田 打越 顯太郎(兵庫)
高知第三 福島 榮七(高知)
滋賀 松内 山長吉(静岡)

開成 大枝 春臣(東京)
濱田 服部 正人(鳥根)
秋田 佐々木 博(秋田)
東京第四 正田 健次郎(群馬)
東京第一 若林 幸二(茨城)
栃木 木島 壯(栃木)
愛知第五 中野 鉦次郎(愛知)
東京第一 上 遠 章(東京)
沼津 井出 誠司(静岡)
山口 貞永 直義(山口)

愛知第一 藤田 金一郎(愛知)
静岡 岡矢 島 幸隆(埼玉)
富田 藤井 安喜真(三重)
東海 赤尾 孝太郎(東京)
八尾 三好 惟治(大阪)
東京第一 渡邊 一治(山梨)
成章館 齋藤 貞(愛知)
第一神戶 松田 彰(兵庫)
札幌第一 笠松 卯吉(北海道)

理科 乙

(二十八人)

甲府 市古 均一(愛知)
愛知第一 小島 憲(愛知)
愛知第一 伊藤 孝之助(愛知)
愛知第三 山中 義一(愛知)
松江 後藤 邦光(島根)
東京第一 玉木 興二(東京)
宇治山田 久留 勝(三重)
明倫 倫田 邊左門(愛知)
愛知第一 堀田 新三(愛知)
小田原 齋藤 明(神奈川)

東京第一 段野 博之(東京)
松本 御子 柴 廉地(長野)
宇治山田 小林 春生(三重)
愛知第一 谷口 善之(愛知)
浦和 濱野 秀作(埼玉)
東京高師 小林 清(東京)
甲府 三枝 玄一(山梨)
京大 温可 知 真一(岐阜)
第二神戶 植田 宰輔(兵庫)
静岡 岡金 原 節三(愛知)

伊丹 廣瀬 豊治(兵庫)
東京 小坂 玄伍(岡山)
愛知第一 安藤 兵次(愛知)
東海 山本 直一(愛知)
愛知第四 三浦 信一(愛知)
富田 佐々木 才一(三重)
△戴夏 民(支那)
和歌山 有田 重藏(和歌山)

第二年

文科甲一 (四十一人)

濱松坂本太郎 (静岡)	浦和川面隆三 (長野)	明倫吉田貞雄 (愛知)
佐原鈴木書三 (千葉)	上野澤重紀 (三重)	小倉板倉眞五 (愛知)
三條吉澤安次郎 (新潟)	靜岡原崎俊明 (静岡)	今宮和田繁雄 (大阪)
諏訪高橋庸彌 (長野)	名古屋水野俊男 (愛知)	△羅瀧詔 (支那)
廣島高師小日向幹夫 (東京)	愛知第一太田耕治 (愛知)	大成鈴木辨二 (千葉)
東京第一服部隆吉 (東京)	第二横濱岡部健 (福島)	和歌山村井正己 (和歌山)
愛知第二築瀬誠 (愛知)	愛知第四松本政夫 (愛知)	高千穂鈴木政 (静岡)
愛知第一岩田寛逸 (愛知)	掛川松村篤耶 (静岡)	今宮西川秀雄 (大阪)
廣島高師森河敏夫 (廣島)	伊丹肥爪龜三 (兵庫)	愛知第一栗原眞一 (埼玉)
豐岡岡本猪之助 (兵庫)	東筑石橋眞吉 (福岡)	△雷霞 (支那)
愛知第五木戸欽三郎 (愛知)	靜岡花田吉之助 (静岡)	(席次未定)
茨木西村欽一 (大阪)	愛知第五淺井清信 (愛知)	東京第三椿本樽三 (奈良)
愛知第四鈴木雄市 (愛知)	明治田中久兵衛 (和歌山)	愛知第一堀部健一 (愛知)
天王寺堀居左門 (滋賀)	愛知第四津田恒三郎 (愛知)	

文科甲二 (四十人)

第一横濱 佐々木達 (廣島) 姫路 阿部知二 (岡山) 錦城 田中克己 (東京)

文科乙 (三十四人)

愛知第一野崎守二 (愛知)	大成小林喜助 (愛知)	岐阜 中島寛次郎 (岐阜)
愛知第四藤城虎雄 (愛知)	富田九鬼金平 (三重)	東京高師山根銀一 (鳥取)
愛知第一宮本武道 (愛知)	壺北鈴木盛 (愛知)	名古屋 日比野彦一 (愛知)
岐阜 井森陸平 (岐阜)	日川中村正治 (山梨)	上田馬場格 (長野)
宇治山田慶谷隆夫 (三重)	宮津山地靖之 (香川)	第一横濱 川松武 (愛知)
富岡小笠誠之 (徳島)	愛知第二大岩嶺 (愛知)	靜岡 内田好雄 (静岡)
愛知第一村瀬傳一 (愛知)	小田原松尾芳郎 (神奈川)	早稻田 服部讓 (愛知)
愛知第五佐藤英一 (愛知)	愛知第一幸節靜彦 (愛知)	廣島 青柳坦 (長野)
愛知第四藤原高司 (愛知)	曹洞第三村田奇禪 (福井)	△趙修鼎 (支那)
成田若命富郎 (神奈川)	天理岸勇一 (奈良)	(席次未定)
開成秋山宏 (東京)	新瀨坂本正夫 (奈良)	芝山本一部 (東京)
八尾安部忠三 (大阪)	粉河永本龍太郎 (和歌山)	第二横濱 渡邊寅 (神奈川)
愛知第一長谷川藤三郎 (愛知)	大垣吉田孝一 (岐阜)	

文科乙 (三十四人)

秋田 古澤斐 (秋田)	市岡泉英三郎 (大阪)	斐太指田孝平 (岐阜)
愛知第一大島弘夫 (石川)	錦城加藤文市 (愛知)	旅順 横田都成 (三重)
東海 古田貞造 (愛知)	京北原田三郎 (岐阜)	愛知第一酒井道雄 (愛知)
愛知第一風巻景次郎 (愛知)	愛知第五早川甚三 (愛知)	宇治山田 刀福館辰郎 (三重)
愛知第二山田幸次郎 (愛知)	愛知第二高島信秀 (愛知)	愛知第一渡邊格司 (東京)
沼津 清文一郎 (静岡)	明倫加藤令造 (岐阜)	上野 竹原精太郎 (三重)

第一神戸有馬 毅 (福岡)
 靜岡川村初五郎 (静岡)
 三豐大喜多謹一 (香川)
 杵築齋藤 斌 (島根)
 日川齊藤助 續 (山梨)
 靜岡野尻利夫 (和歌山)

第一神戸丸間道夫 (兵庫)
 伊丹植田英一 (兵庫)
 錦城佐藤保雄 (愛知)
 忠海宮田隆二 (廣島)
 沼津竹澤秀夫 (静岡)
 京華本多重雄 (福井)

大垣河村 昌 (岐阜)
 愛知第五山田清一 (愛知)
 宇治山田池田乃武 (三重)
 (席次未定)
 第一横濱左右田道雄 (神奈川)

理科甲一

(四十三人)

小倉末松友穂 (福岡)
 藤所石田武 (京都)
 宮津後藤幸一郎 (岐阜)
 廣島高師小林正次 (廣島)
 掛川山崎淳一 (静岡)
 岐阜早鈴木義春 (福島)
 兵庫軍刀田好三郎 (兵庫)
 愛知第五加藤重一 (愛知)
 藤澤萩本義宗 (静岡)
 愛知第一早川一男 (愛知)
 愛知第九平手信之 (愛知)
 名古屋前田義男 (愛知)
 東京竹内登一 (愛知)

小田原小林光鎮 (神奈川)
 松江湯淺武雄 (島根)
 愛知第三村瀬定彦 (愛知)
 伊丹田中卓次 (兵庫)
 愛知第四中村林次 (愛知)
 高千穂小島俊文 (東京)
 諏訪酒井寅次郎 (長野)
 沼津石内直太郎 (神奈川)
 愛知第五高木季生 (愛知)
 岐阜早堀 香 (岐阜)
 東海淺野武次 (愛知)
 岐阜津屋弘達 (岐阜)
 廣島堀田嘉幸 (山口)

五條吉田恭治 (奈良)
 諏訪小野澤戎平 (長野)
 岐阜早窪川一雄 (岐阜)
 掛川山田德次郎 (静岡)
 愛知第三伊藤久兵衛 (愛知)
 愛知第二加藤經夫 (愛知)
 今宮豐田清一 (大阪)
 錦城中村太郎 (東京)
 高千穂小田千馬木 (静岡)
 愛知第五東崎 貢 (愛知)
 △張 鴻 誥 (支那)
 △鄧 裕 鎔 (支那)
 (席次未定)

上田太田農夫 (長野)
 順天北川鐵太郎 (東京)

開成中村元三 (東京)
 愛知第二前川 力 (愛知)

東京湯川新太郎 (東京)

理科甲二

(四十三人)

明倫田代 忠 (和歌山)
 岐阜鳥居菅生 (岐阜)
 愛知第四野澤晃三 (愛知)
 愛知第五柴田能之 (愛知)
 愛知第五高橋 巖 (愛知)
 小田原奥 正男 (兵庫)
 今宮西川 治 (大阪)
 愛知第一梅原半二 (愛知)
 愛知第一鈴木秀俊 (三重)
 京城小川 延 (栃木)
 豐岡富森公平 (兵庫)
 富田水谷孝道 (三重)
 愛知第一青山 針 (愛知)
 愛知第四權田憲司 (愛知)
 學習院松波直秀 (東京)

濱松後藤 吉 (静岡)
 名古屋杉戸 清 (愛知)
 愛知第一小出直三郎 (愛知)
 姫路福渡六郎 (兵庫)
 西條木村唯助 (愛媛)
 三田下山吉郎 (兵庫)
 愛知第二村上憲一 (愛知)
 愛知第一岡田金治 (愛知)
 東京第四大窪 治 (東京)
 錦城丸 孝 (東京)
 愛知第二小見 孝一 (愛知)
 京華鷺見順義 (大阪)
 德島磯崎 壽 (德島)
 木更津小川三郎 (千葉)
 上田小川昌三 (長野)

富田相葉 繁 (三重)
 旅順弓削政隆 (三重)
 土浦佐野佐左 (茨城)
 海草齋藤實二 (和歌山)
 前橋猪熊敏雄 (群馬)
 龍野進藤 進 (兵庫)
 △周 樹 培 (支那)
 △蔣 文 繁 (支那)
 (席次未定)
 曉星齋藤大學 (東京)
 姫路早原榮一 (兵庫)
 第二神戸松村一雄 (新潟)
 宮津山田 昌 (京都)
 熊谷吉田俊一 (埼玉)

理科甲三

(四十二人)

靜岡 土屋幸太郎 (岐阜)	東京第一 佐藤昌 (長野)	名古屋 佐野清藏 (愛知)
第一橫濱 宮本倫彦 (神奈川)	佐原本吉特逸 (神奈川)	麻布本多猛彦 (大阪)
愛知第五 兵藤瓦夫 (京都)	富田龍敏恭 (三重)	早稻田中野正義 (兵庫)
愛知第一 大野孝一郎 (愛知)	濱松池谷仟録 (静岡)	今宮大里宮雄 (愛知)
大成 西川虎次郎 (愛賀)	早稻田楠富士太郎 (愛知)	愛知第一 西山祥二 (愛知)
廣島 黒田静夫 (兵庫)	津阪本孝郎 (三重)	北野形山兵三郎 (東京)
京城 成田不二生 (大分)	大垣林茂夫 (岐阜)	(席次未定)
開成 西村康也 (山口)	徳島古谷要 (徳島)	岐阜 伊藤隆吉 (岐阜)
濱松 飯田龍三 (静岡)	宇治山田池部和夫 (三重)	高松 内木宗八 (香川)
明倫 高橋武雄 (愛知)	岩國森脇龍雄 (山口)	第一鹿兒島河野省造 (鹿兒島)
高千穂 小島兼文 (東京)	明倫 蛭川幸茂 (愛知)	天王寺 仲瀬宏 (愛知)
榛原 村松勤一 (静岡)	富田 山中岩太郎 (三重)	東京第四 成澤慎一 (東京)
愛知第一 山田忠二郎 (愛知)	京華 伊藤 佃 (愛知)	富田 三輪保三郎 (三重)
愛知第一 篠原卯吉 (愛知)	岐阜 各務八郎 (岐阜)	
豊浦 濱田恒一 (山口)	愛知第三 鈴木正之 (愛知)	

理科 乙

(四十六人)

愛知第一 平出順吉郎 (愛知)	岐阜 早鈴木 劍 (愛知)	明倫 山崎正文 (高知)
麻布 井上信夫 (静岡)	富田 堀匡一 (三重)	臺北 石川領一 (愛知)
東京第一 橋本 盛 (滋賀)	津 中西和生 (三重)	和歌山 梶川哲夫 (和歌山)
愛知第五 金子玄策 (愛知)	愛知第五 佐藤謙成 (愛知)	甲府 村松親雄 (山梨)

愛知第五 兼重 孜 (山口)	徳島 若林 宏 (徳島)	△趙 修 頤 (支那)
北野 菅井一夫 (大阪)	東京第一 江澤通經 (千葉)	(席次未定)
廣島 須磨治海 (廣島)	郡山 御牧好隆 (奈良)	千葉 青木亮忠 (千葉)
岐阜 早河合康左 (岐阜)	大垣 垣江崎一頁 (岐阜)	上田 遠藤文介 (長野)
津 沼波重夫 (愛知)	愛知第一 林大 學 (愛知)	第二神戶 近藤英男 (兵庫)
高千穂 小口忠夫 (東京)	愛知第五 福澤 益人 (愛知)	千葉 田中英夫 (山口)
名古屋 中村巖夫 (愛知)	入尾 井上仁作 (大阪)	津 西村泰次郎 (三重)
修猷館 西尾正功 (東京)	明倫 加藤牛三 (愛知)	鹿本 守田 稔 (熊本)
愛知第一 平野清彦 (愛知)	都留 笠井慎太郎 (山梨)	東京第一 渡邊 清 (東京)
明倫 高木本立 (愛知)	富田 森田 稔 (三重)	△玉 兆 澄 (支那)
諏訪 高波 繁 (新潟)	富田 樹村 順一 (三重)	△周 達 宣 (支那)
濱松 三井二郎 (静岡)	東京高師 佐藤 勉 (東京)	

第一 年

文科 甲 一

(四十二人)

愛知第一 青木 清 (愛知)	愛知第五 金森 欽一 (愛知)	津 後藤義之進 (三重)
第二神戶 上山政治 (兵庫)	前橋 木村賢三 (群馬)	明倫 近藤康信 (愛知)
岐阜 早大 館宗憲 (岐阜)	第一神戶 熊田雄二 (大阪)	三 次 近藤 貞貞 (廣島)
愛知第一 加藤 將之 (愛知)	畝 傍小鍛治一男 (奈良)	東 濃 佐藤秀之助 (岐阜)
富田 梶川 全 (三重)	明倫 後藤 幸平 (愛知)	川 越 坂田圭司 (埼玉)